

第 1 - 2 共同住宅

(木造共同住宅編)

第 1 - 3 共同住宅

(RCマンション編)

【配置図】

- ☐ 消防無窓階判定（道路又は有効幅員 1 m 以上の通路の確認） 避難器具の避難経路
- ☐ 灯油ホームタンク L P G ボンベの設置場所

【概要・求積図】

- ☐ 階数・床面積の確認
- ☐ 面積の確認（自動火災報知設備・屋内消火栓設備 設置対象の確認）

【平面図】

- ☐ 自動火災報知設備の感知器の設置場所
- ☐ 屋内消火栓設備の消火 B O X の位置
- ☐ 誘導灯の設置位置
- ☐ 7 号階段（避難器具代替となる屋内避難階段）

【矩計図・立面図】

- ☐ 消防無窓階判定（バルコニー及び窓の高さ）
- ☐ 自動火災報知設備（小屋裏感知器の設置の有無）

【建具配置表】

- ☐ 消防無窓階判定（建具の仕様 大きさ）
- ☐ 屋内消火栓ポンプ室の建具（常閉防火設備）
- ☐ 不燃区画が要求される部分の建具の確認

【建具表】

- ☐ 消防無窓階判定（建具の仕様 大きさ）
- ☐ 防火設備要求される室のドア（常閉又は自閉の防火設備）
- ☐ 消防無窓階（自動ドアのパニックオープン、停電時手動開放可能の記載）

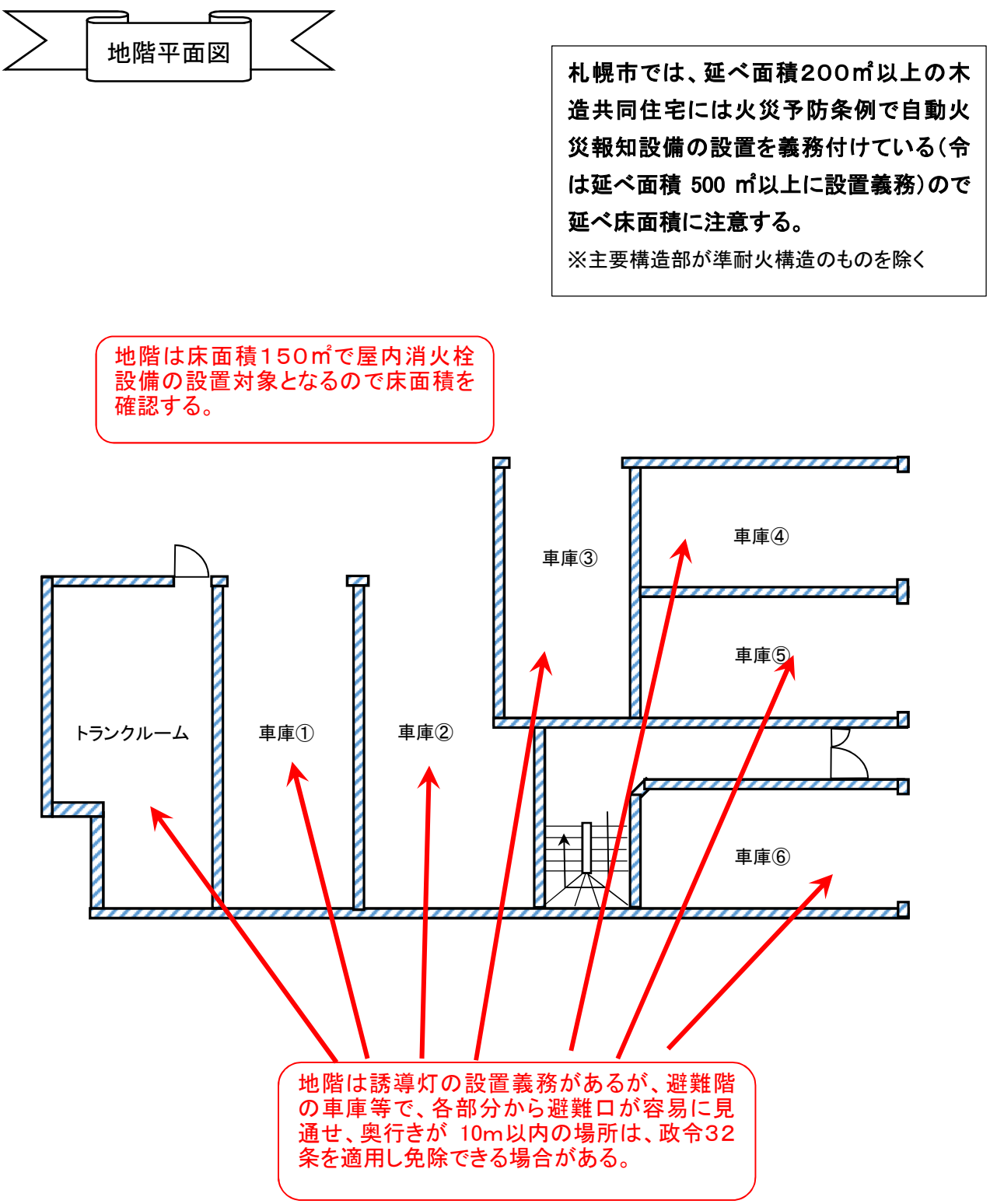
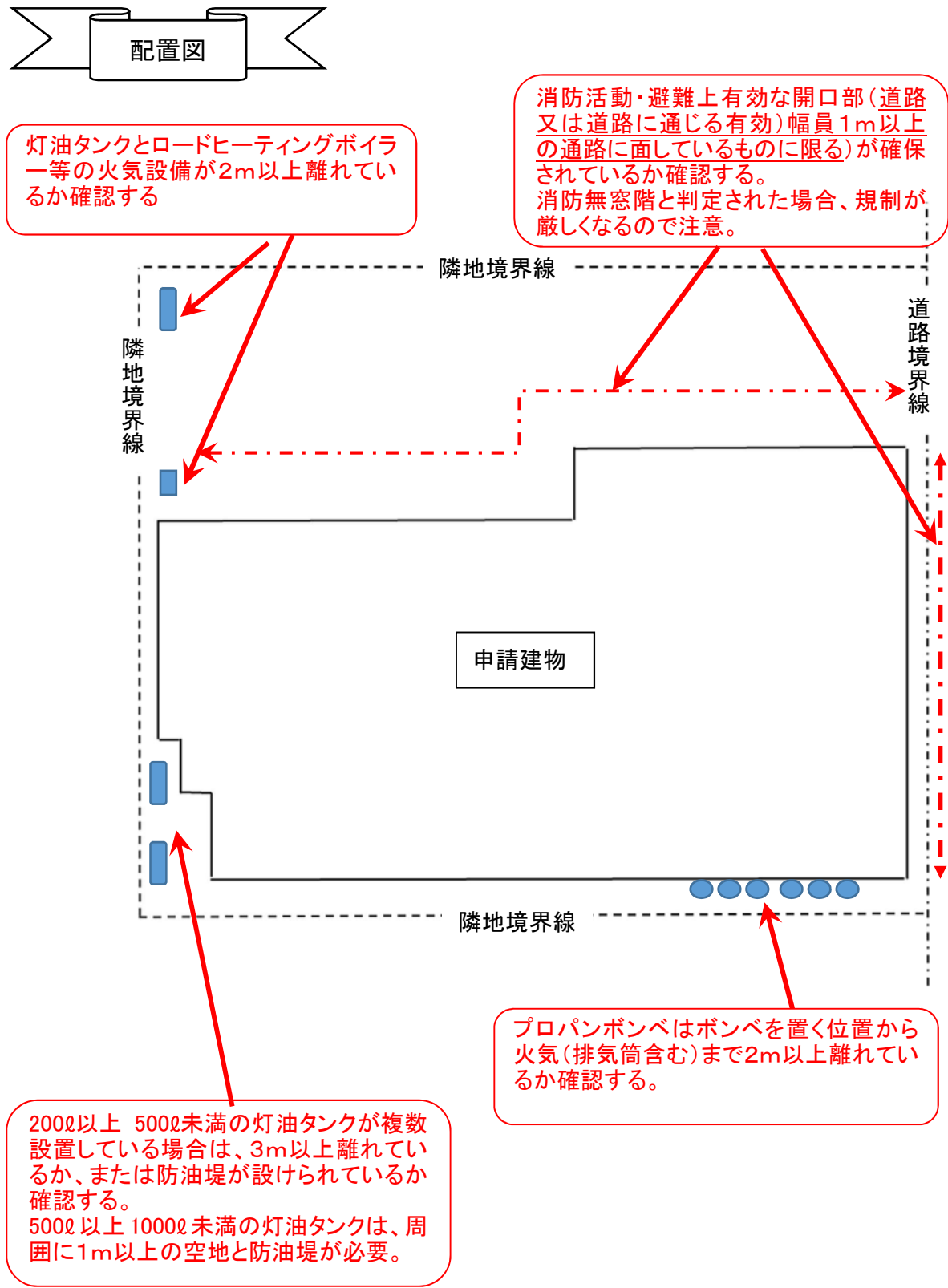
【設備図】

- ☐ 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備の仕様
- ☐ 火気設備（離隔距離 ダクト）の設置状況
- ☐ 少量危険物等の設置 ガスの安全対策

【電気図】

- ☐ 非常電源（屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 非常コンセント）の確認
- ☐ 自動火災報知設備（系統図 感知器の配置 発信機の設置場所）
- ☐ 感知器の免除可能場所の確認
- ☐ スピーカーの種類、アンプ容量

共同住宅(木造共同住宅編)

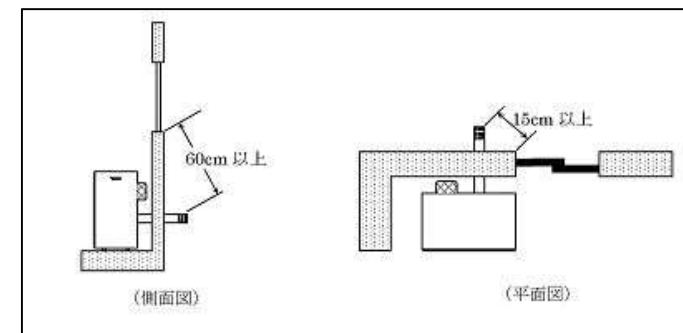


1階・2階平面図

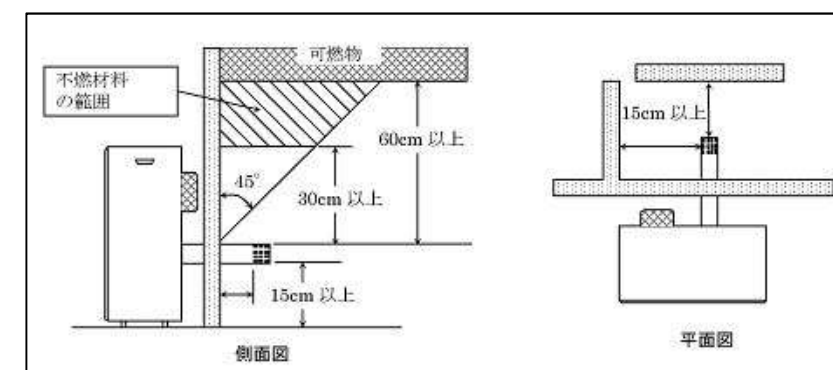
給湯ボイラーの設置状況、給排気筒の天井裏配管のルート、天井点検口及び断熱被覆等を確認する

コンロ廻りの壁、レンジフードの設置、レンジフードダクトの天井点検口及び断熱被覆を確認する。
※共同住宅編参照

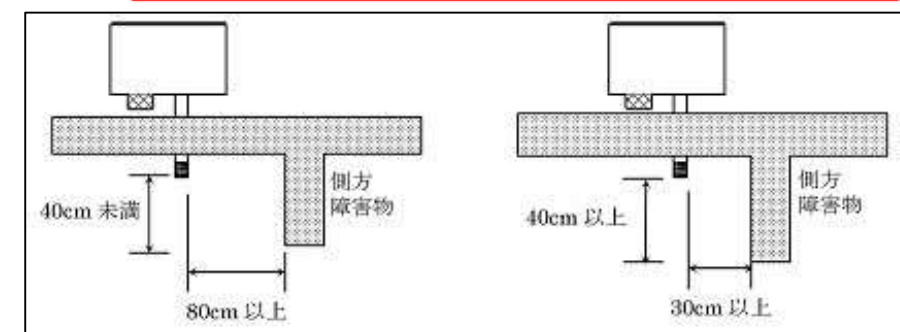
FF式ストーブの給排気筒トップの位置①
窓等の開口部から上方 60cm以上、側方 15cm以上離すこと。



FF式ストーブの給排気筒トップの位置②
可燃物上方 60cm以上、側方 15cm以上離すこと
(下図参照)
また、給排気筒トップが横並びになるときは、トップ相互は 30cm以上離すこと。



FF式ストーブの給排気筒トップの位置③
給排気筒トップの側方に障害物があるときは、渦が生じて燃焼排ガスが逆流する恐れがあるので、トップと側方障害物の間に下図の距離以上の距離を確保することが望ましい。



熱感知器
S 煙感知器

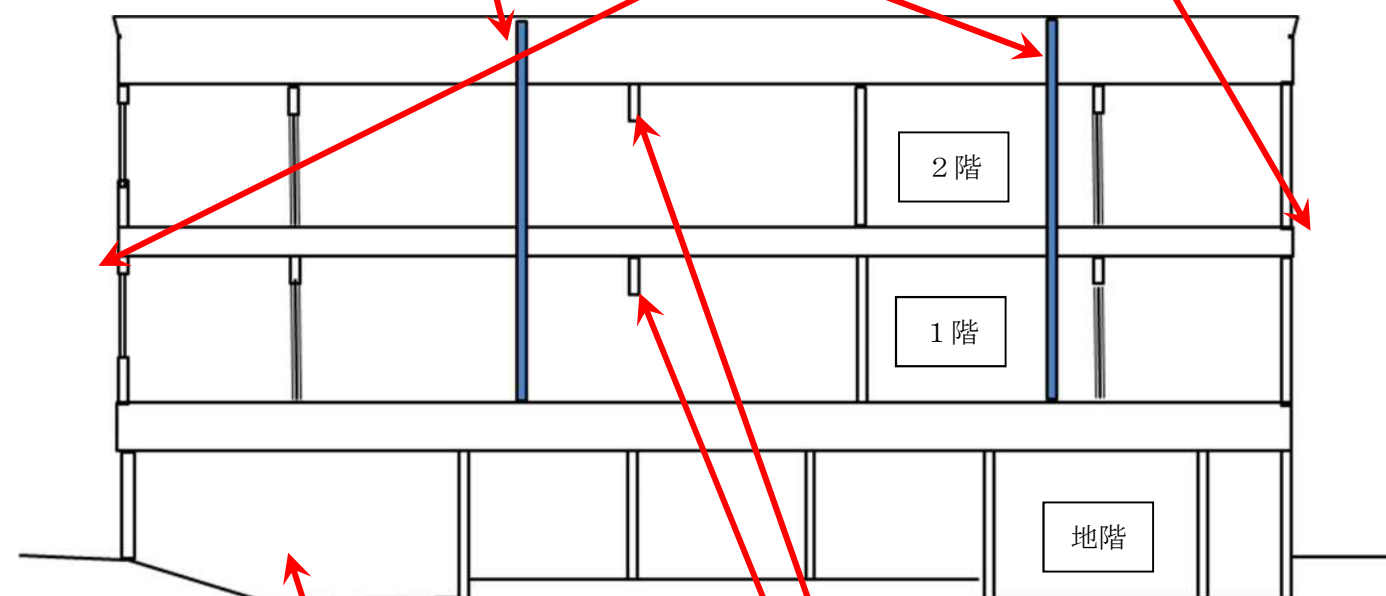
自動火災報知設備の感知器設置免除部分
○長さ 10m以下の廊下
○住戸内で 1.62 m²未満の物入れ・押入
○共用部で 1 m²未満のPS等
○トイレ・浴室
○脱衣場(ボイラー等が設置されている場合は除く)
※台所と居間が 40cm以上の下がり壁で区切られているプランでは別の感知区域(熱感知器の場合)になるので、台所にも感知器が必要

消防無窓階は誘導灯の設置義務がある。
各住戸の玄関から階段が容易に見通せる場合は令32条により免除される場合がある。

断面図

廊下・住戸、住戸・住戸間の界壁(屋根面に達する防火壁)を確認する。
※小屋裏感知器の感知区域の確認

平面図・立面図等照合し、消防無窓階及び避難上支障となる設備・付属物がないか確認する。



地階であることを確認する。
※階数の確認

台所と居間の下がり壁を確認する。
※感知器の感知区域

矩計図

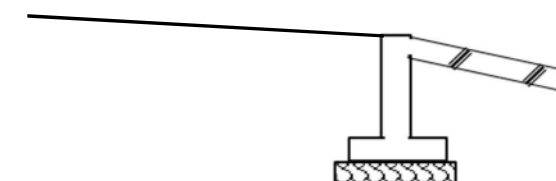
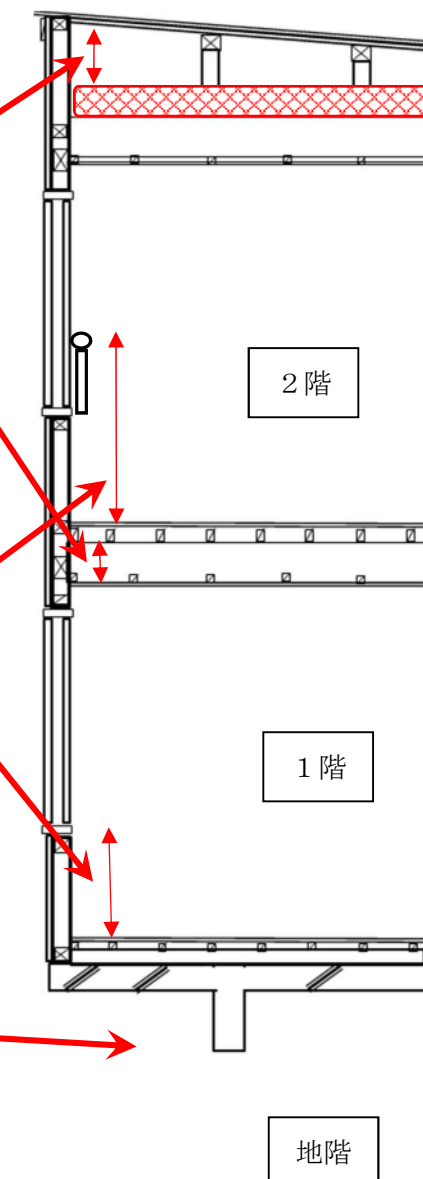
断熱材

小屋裏の有効高さ(断熱材の厚さを除く)を確認する。
平面図で 50cm以上の場所に小屋裏感知器が設置されているか確認する。

手すり

消防無窓階判定に使う開口部(窓)の下端が床面から 1.2m以内にあるか確認する
2階のように手すり(転落防止柵)が設置されている場合は、手すりの上端までの高さ(脱着式を除く)

灯油タンクが底下に設置されてないか確認する。
※床面積発生部分は屋内貯蔵の扱いになる。



配置図

概要・面積・外部仕上げ

建設地・建物用途・建築主
について確認する。

1-3-2

内部仕上表

参考

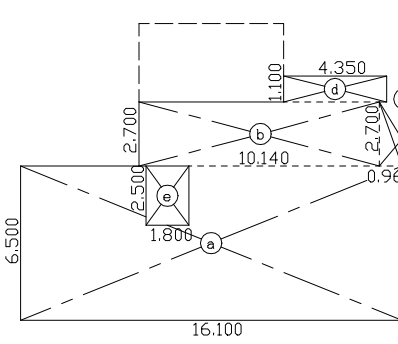
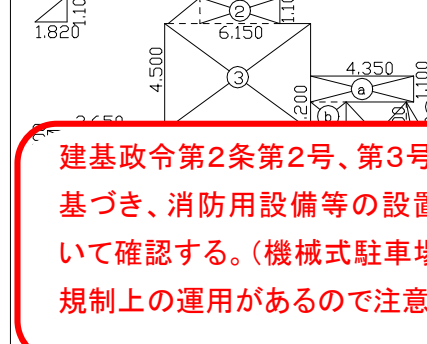
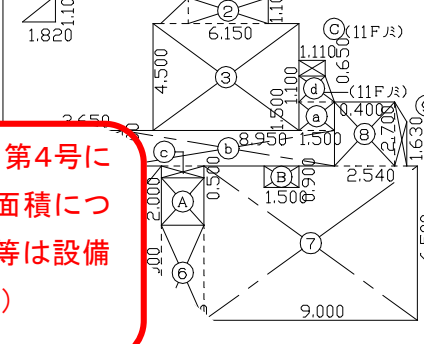
～屋内消火栓設備設置に係る基準面積の緩和～

・ 主要構造部 耐火構造	}	3 倍 (5 項口の場合 2100 m ²)
・ 室内に面する壁、天井の 仕上げが難燃材料		
・耐火構造で内装制限がされていないもの	}	2 倍 (5 項口の場合 1400 m ²)
・準耐火構造で室内に面する壁、床の 仕上げが難燃材料		

※ 「室内に面する」とは、単に居室に面する壁及び天井だけでなく、廊下、階段等も含めた壁及び天井の室内に面する部分も含むものであること。

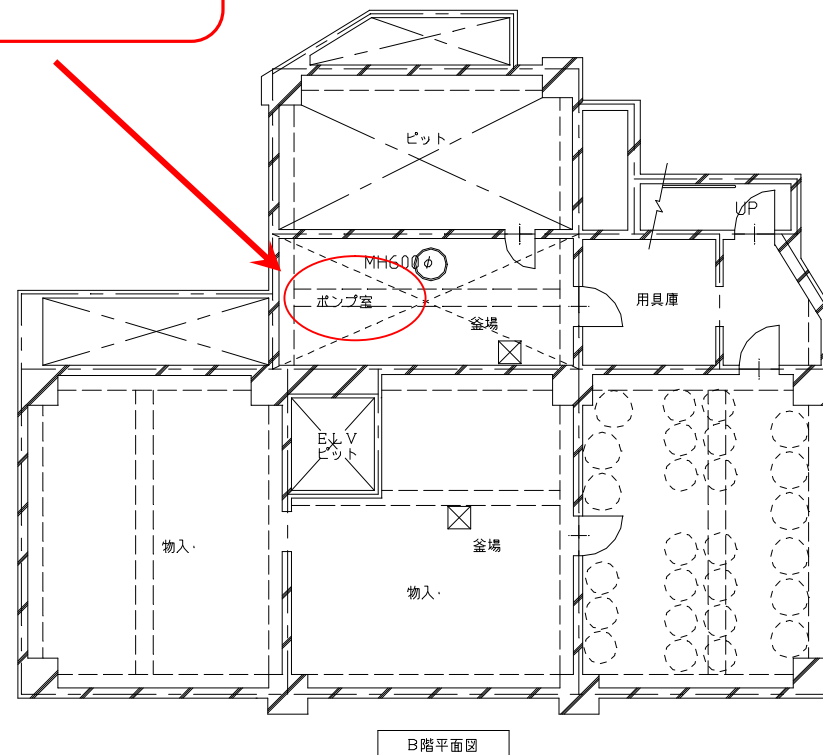
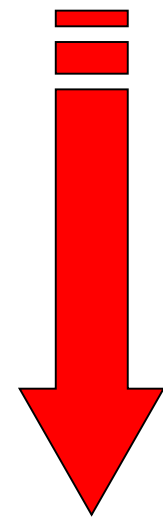
建基令第 128 条の 5 に規定する特殊建築物の内装制限は床面から 1.2m 以下の部分が除かれているが、消防法規制は回り縁、窓台その他これらに類するものを除き、壁全体に及ぶものとしている。壁・天井の部分露出するに梁、巾木等は、その他これらに類するものに含むが回り縁等との合計が各壁の見付け面積の 1/10 を超える場合は規制の対象となる。

求積図

求積図 (BF)		求積図 (1F)		求積図 (2~11F)		基準法及び施工床面積表								
						階数	戸数	基準法		駐車場面積 D	バルコニー面積 E	屋外避難階段 F	施工床面積 (A+B+C+D+E+F)	
						床面積 (A+B+C+D)	専用床面積 A	共用床面積						
								B 容積対象	C 容積対象外					
						11	4	168.08	144.39	5.67	18.02	19.66	4.22	191.96
						10	4	165.92		4.95	16.58			189.80
						9	4							
						8	4							
						7	4							
						6	4							
						5	4							
						4	4							
						3	4							
						2	4	165.92	144.39	4.95				
						1	3	170.26	112.54	10.00				
						B1	-	134.16						
						合計	43	1,965.78 m ²	1,556.44 m ²	60.55 m ²	348.79 m ²	19.66 m ²	42.22 m ²	2,218.04 m ²

平面図 1

消火ポンプは、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設置しているか確認する。



加圧送水装置は点検に便利で、かつ、不燃材料で造られた壁、柱、床又は天井(天井のない場合にあっては屋根)で区画(以下「不燃区画」という。)された専用の室に設けること。

ただし、空調、衛生設備等の機器で出火危険のおそれのないものにあつては併置することができる。

また、窓及び出入口等の開口部(外面に面する開口部は除く。)には、常時閉鎖式の防火設備である防火戸を設け、次によること。

- ・ 不燃区画を給配水管等の配管が貫通する場合は、当該区画の貫通部分にモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置を講じること。
- ・ 不燃区画を換気等のダクトが貫通する場合は、防火ダンパー等の閉鎖機構を設けること。
- ・ 湿気等により機器に損傷を与えるおそれのある場合は、防湿等のための換気等の措置を講じることが望ましい。
- ・ 凍結のおそれのない場所に設けることが望ましい。

※ 凍結防止のための暖房機器(電気ヒーター)は必要最小限度設置することができる。

- ・ 出入口戸には、標識を設けることが望ましい。

各階の収容人員を確認する。(各階共通)

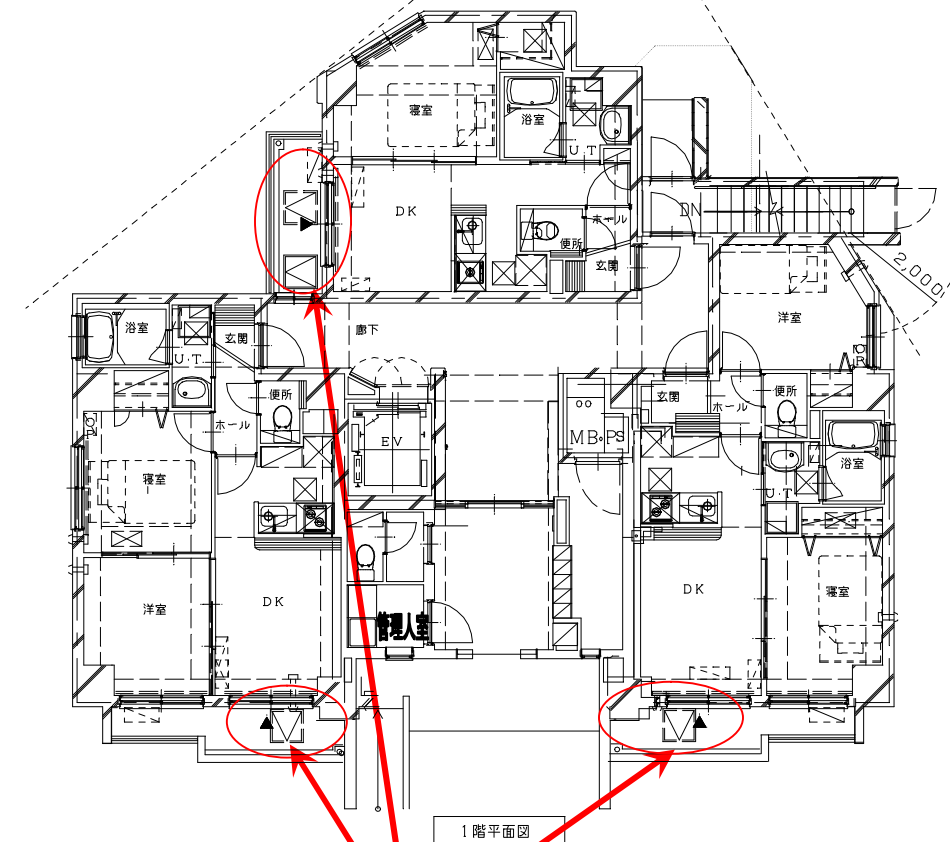
1K~1人、1DK・1LDK~2人、

2K・2DK・2LDK~3人

3K・3DK・3LDK~4人

4K・4DK・4LDK~5人

5LDK~6人

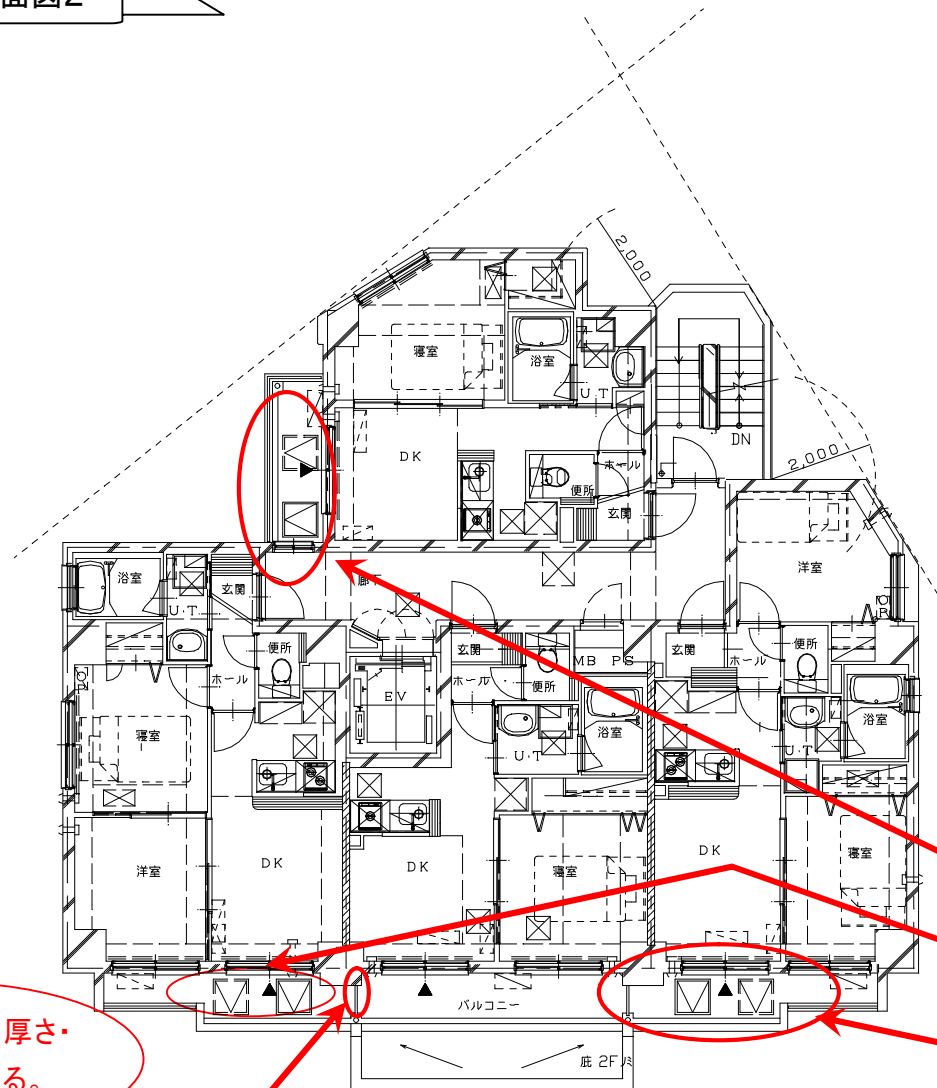


避難器具降下位置及び避難経路について確認する。

バルコニーの手すりの高さ(1.2m以下)についても確認する。

なお、GLから手すり上端までの高さが1.2m以上の場合は、避難用の扉等を設置すること。また、GLからバルコニー床面まで1.2m以上の場合は、避難に支障ない措置(足場の設置等)をすること。

平面図2



2-10 階平面図

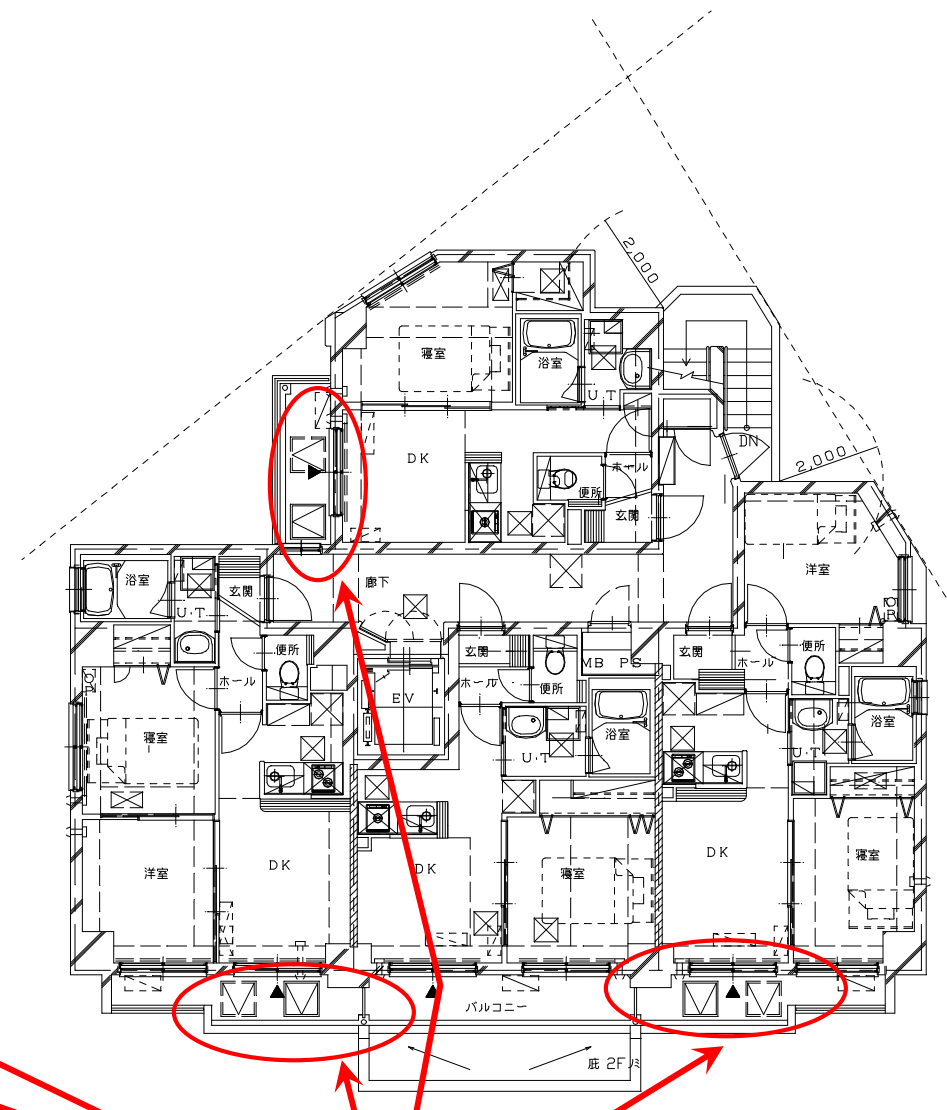
隔て板の材質・厚さ・
サイズを確認する。

凡 例	
	鉄筋コンクリート
	軽量間仕切 W=50
	乾式戸境壁 W=150
PS, MB	木造床・フローリング・スラット
隔て板	巾600以上 片面ステッカー貼 カラー石綿板 厚4 H=1800

避難器具の設置について

避難に際し容易に接近できるか、また、階段、避難口、その他の避難施設から適当な距離か確認する。

なお、隔て板は容易に破壊できるもの(スレート板厚さ4mm以下等)とすること。隔て板には避難経路であること、避難器具の操作法、避難障害となる物品を置かないことを表示すること。

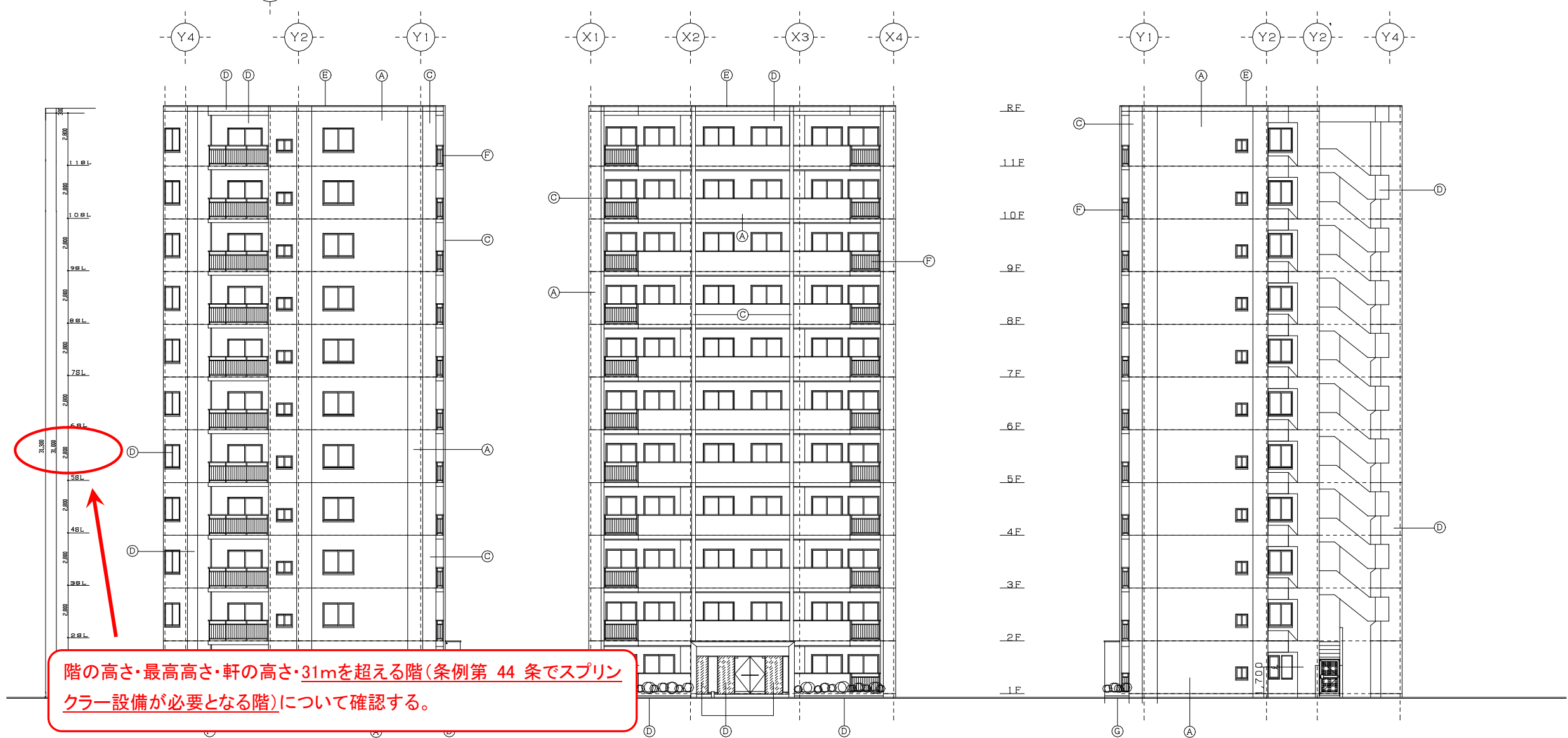


11 階平面図

避難器具(条例第 50 条に規定する避難用タラップ含む)の設置位置及びハッチ相互間・ハッチ隔て板間が原則60cm確保されているか確認する。

立面図

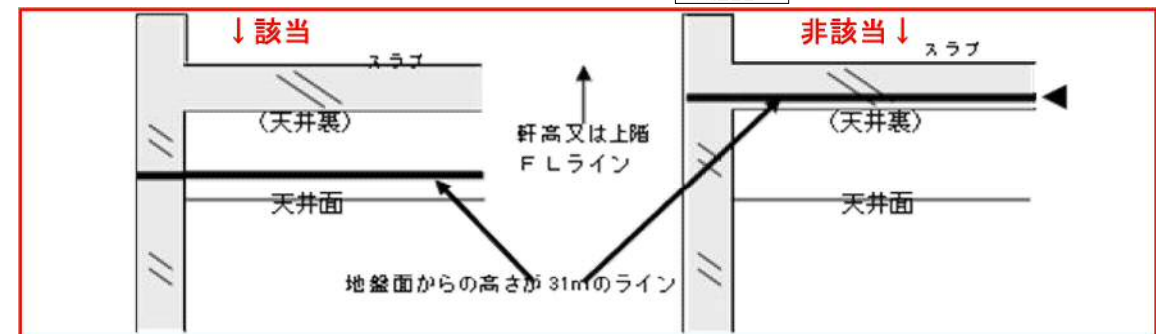
⑧	鏡貼
⑦	コンクリート打放シ補修ノ上EP塗装
⑥	コンクリート打放シ補修ノ上吹付タイル
⑤	笠木：アルミ既製品（シルバー）L型
④	手摺：アルミ既製品（シルバー）
③	コンクリート打放シ補修ノ上ポータータイル



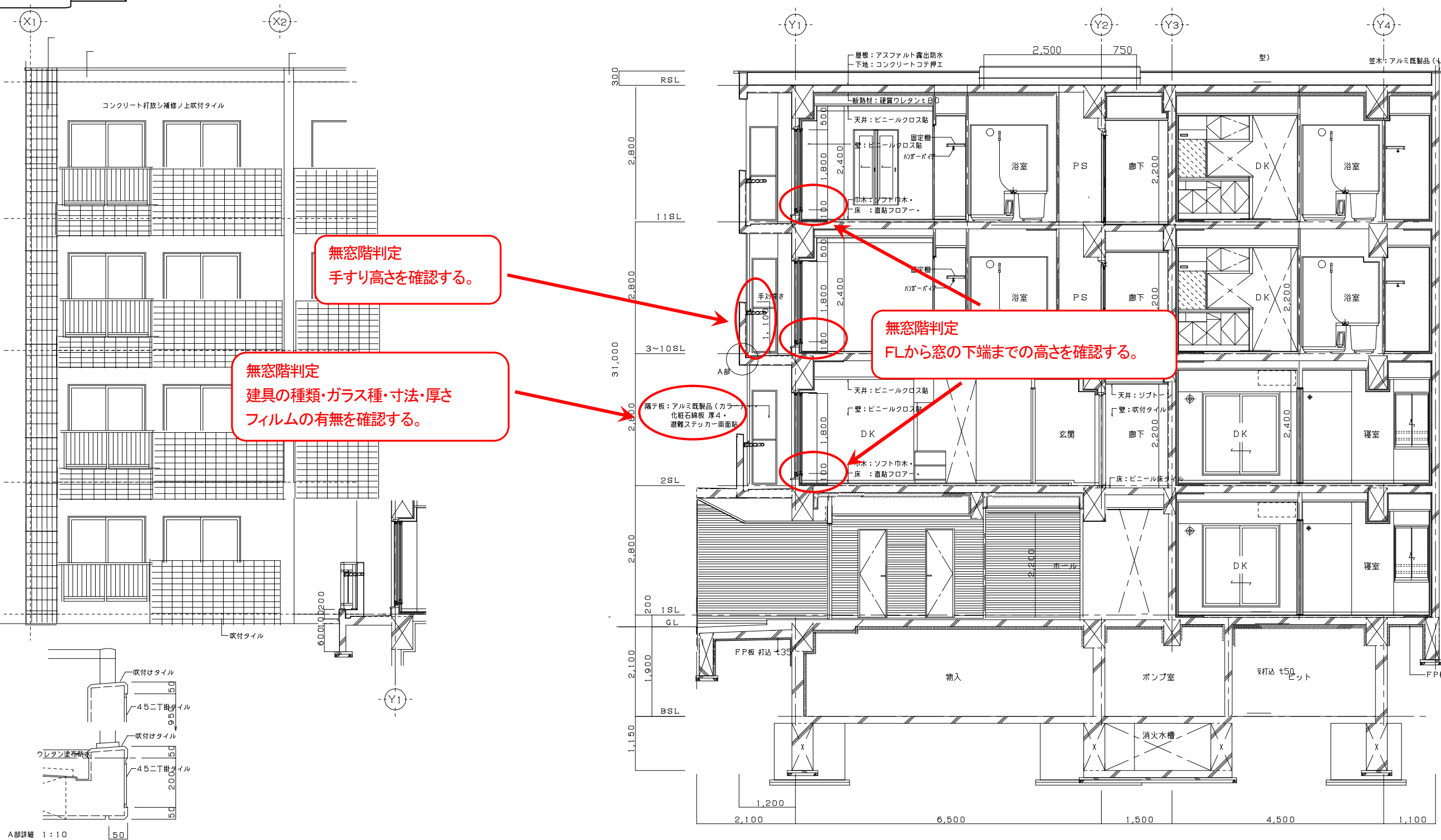
西側立面図

南側立面図

高さ 31m を超える階の判断



矩計図



階段詳細図

階段の設計を確認する。

〔避難器具又は特別避難階段を設置した場合の避難器具の設置個数の減免〕

- 1 主要構造部を耐火構造としたもので、避難階又は地上に通じる直通階段（傾斜路を含む。）で避難階段又は特別避難階段が二以上設けられている場合は、当該階に設置する避難器具の個数は、消防法施行令第25条第2項第1号本文中「百人」を「二百人」に、「二百人」を「四百人」に、「三百人」を「六百人」に読み替えて算出した数以上とすることができる。
- 2 建基政令第120条～第122条の規定により必要とされる直通階段で、建基政令第123条及び第124条に規定する避難階段（屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）又は特別避難階段としたものが設けられている場合は、当該階に設置する避難器具の個数は、必要とされる避難器具の数から、これらの階段の数を引いた数とすることができる。この場合において、当該引いた数が一に満たないときは、当該階に避難器具を設置しないことができる。

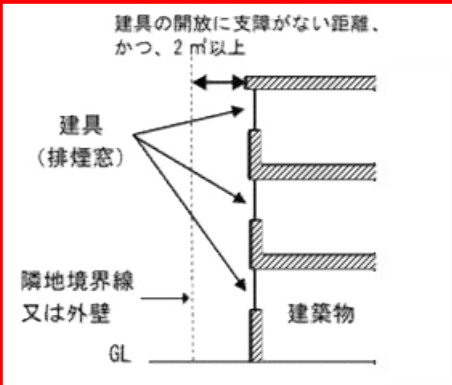
「屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。」とは、

屋内に設けた避難階段で、階段の各階または各階の中間部ごとに直接外気に開放された2㎡以上の排煙上有効な開口部があり、かつ、開口部の上端は、その階段の天井の高さにあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に500cm²以上の外気に面した排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。（平成15年消防庁告示7号）

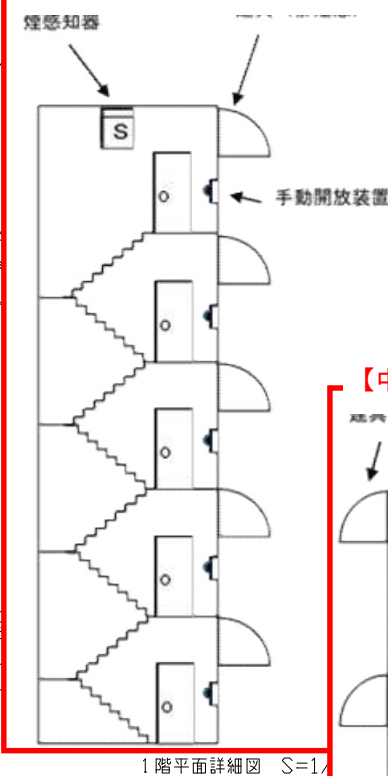
【札幌の取扱い】

上記の開口部に、次に定める建具を設置した場合は、直接外気に開放された排煙上有効な開口部として取扱う。

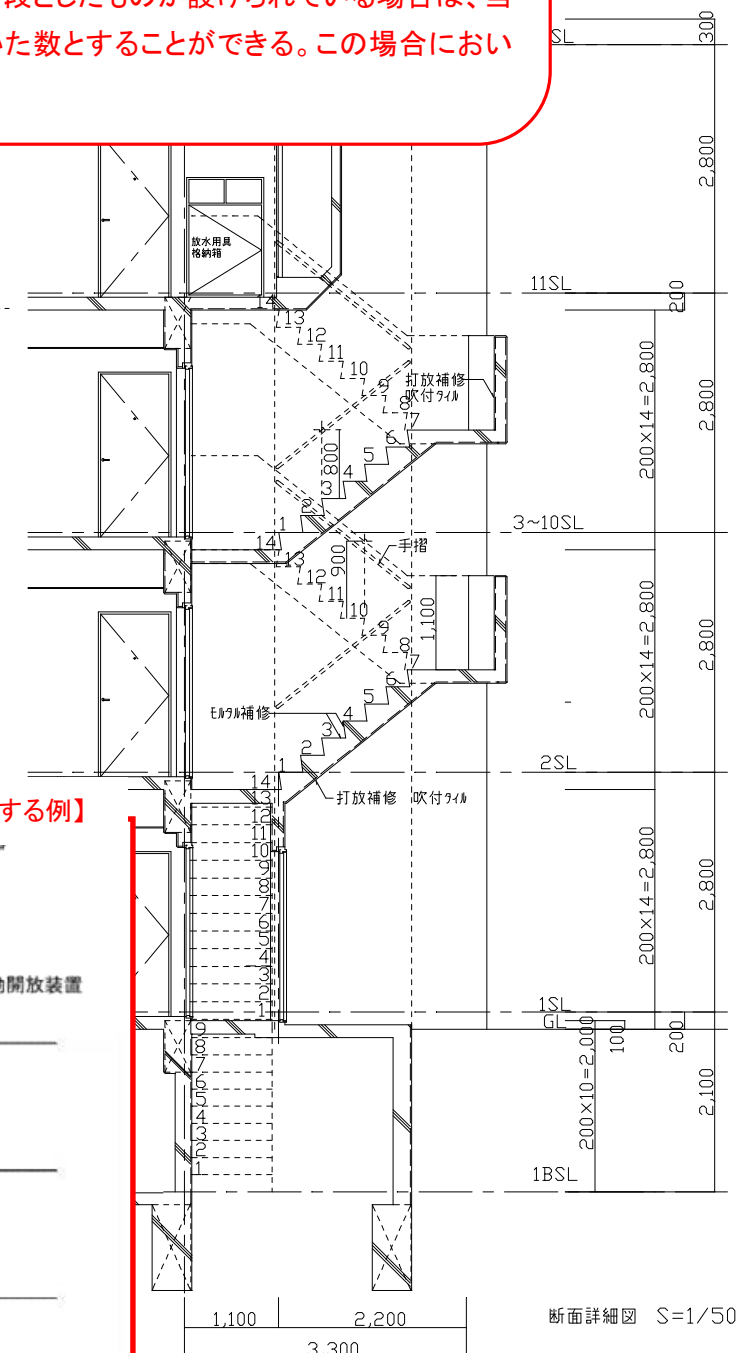
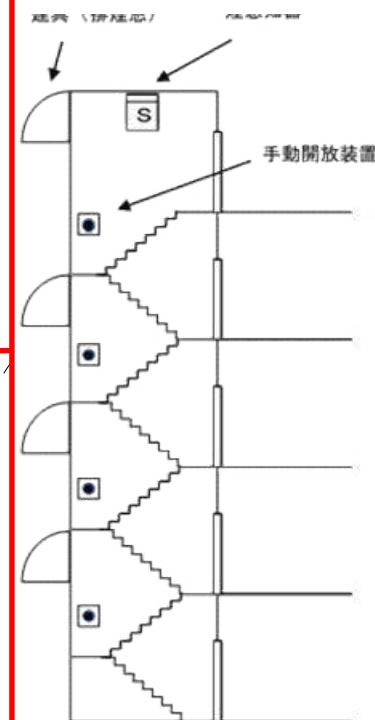
- 火災の際、避難階段の部分の全ての建具が階段室内の煙感知器と連動して一斉に開放する機能を有するとともに、各階の手動開放装置によっても一斉開放できるものであること。なお、手動開放装置にあつては、操作の容易な場所に設置するとともに見やすい方法でその使用方法を表示すること。
- 下記に適合する排煙上有効な開口部が2㎡以上確保されていること。
 - ・開口部は天井高さの1/2以上の部分にあること。
 - ・隣地境界線または同一敷地内の他の建築物までの水平距離は、開放に影響ない距離であり、かつ2㎡以上の排煙上支障ない空間を有すること。



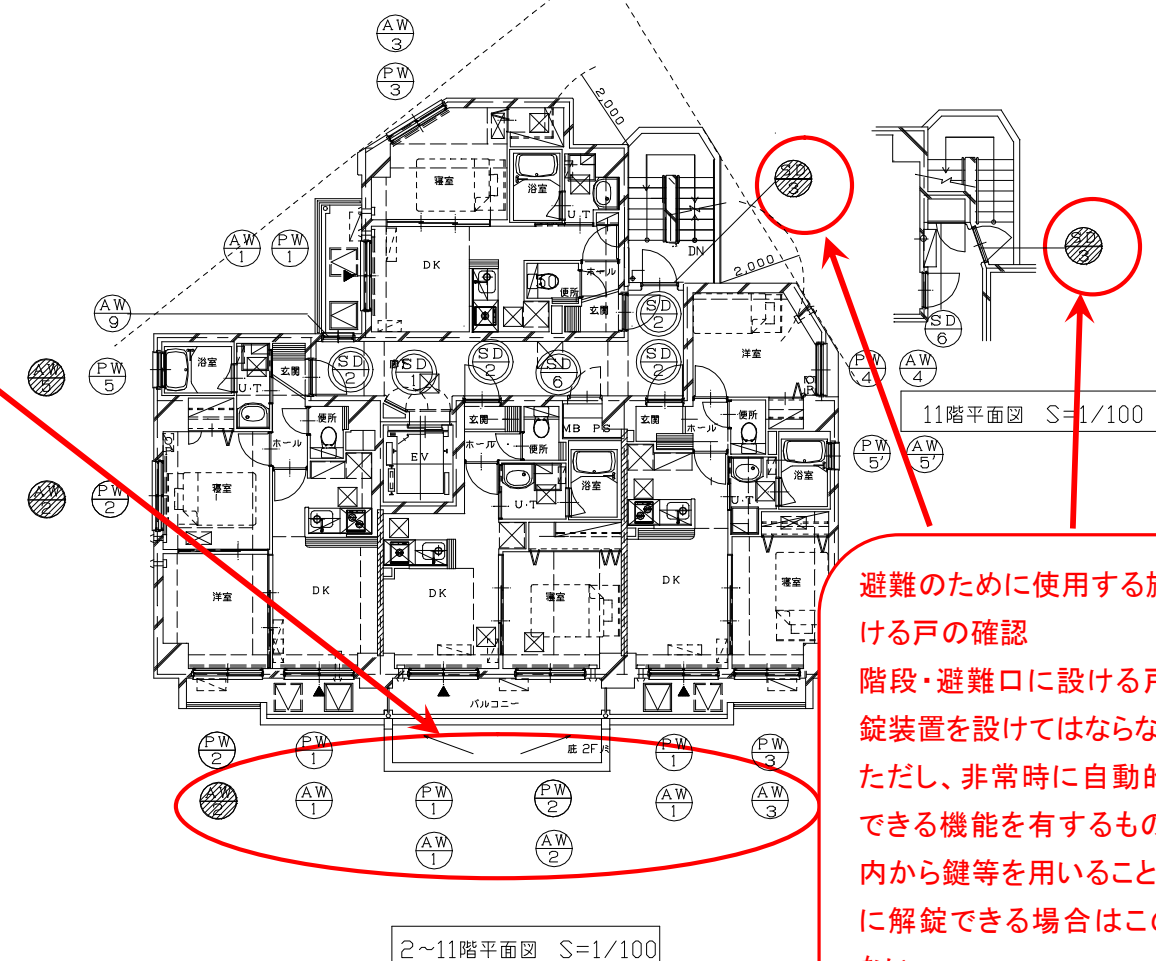
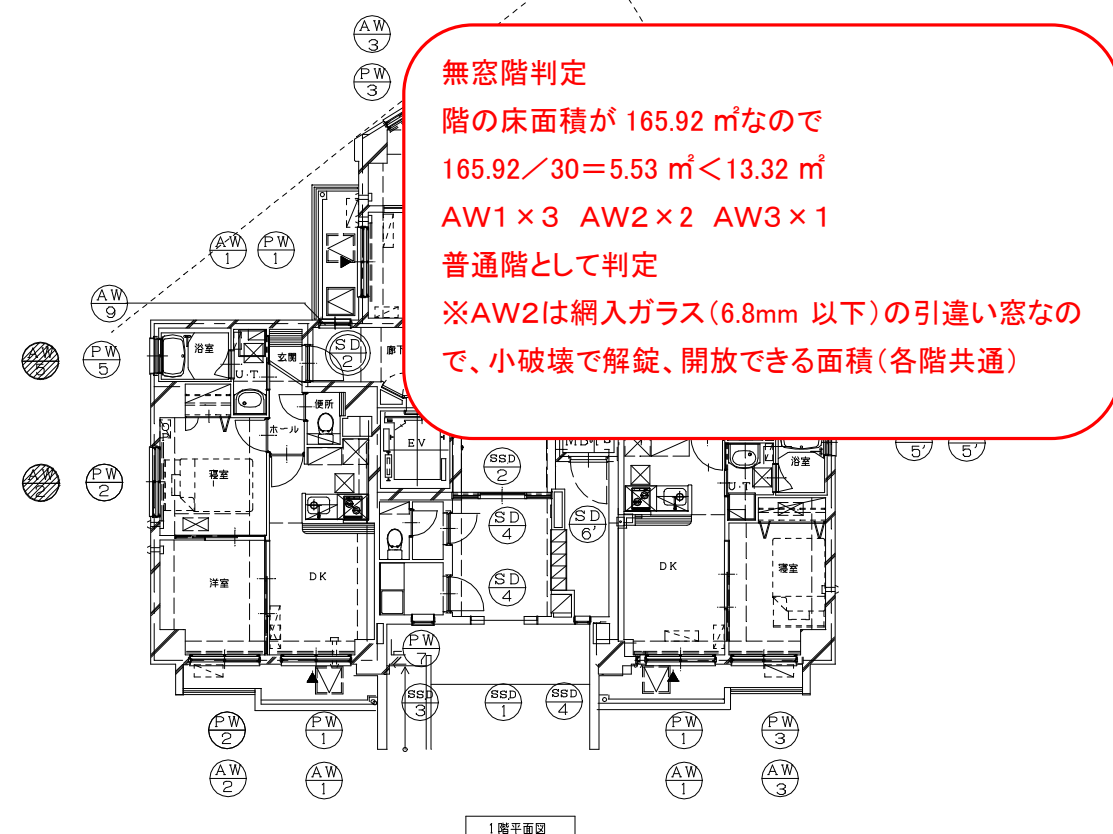
【各階ごとに建具を設置する例】



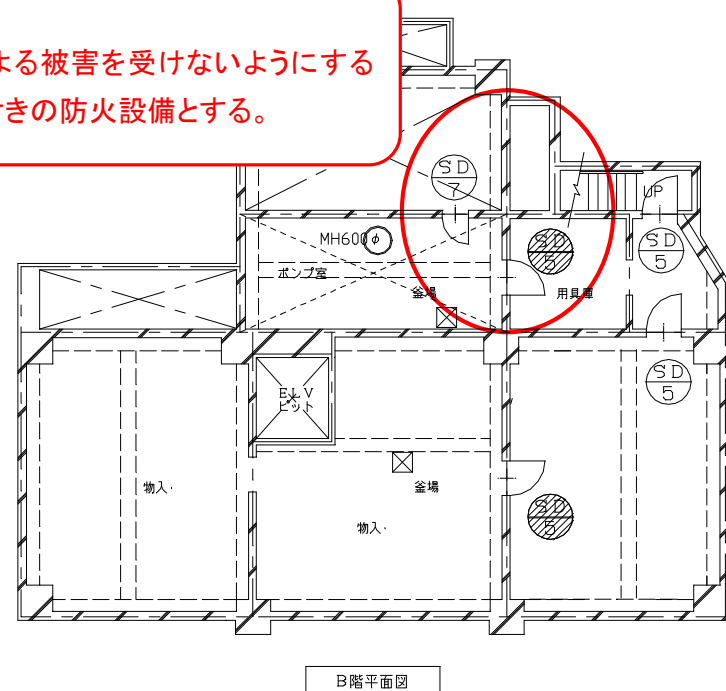
【中間階に建具を設置する例】



キープラン



消火ポンプ室の建具
 消火ポンプが火災による被害を受けないようにするため、自動閉鎖装置付きの防火設備とする。



- 無窓階判定**
 避難上又は消火活動上有効な開口部について確認する。(全ての防火対象物に共通)
- 11 階以上の階にあっては、直径 0.5m以上の円が内接できる開口部の合計が、当該床面積の 30 分の 1 を超える階であること。
 - 10 階以下の階にあっては、直径 1m以上の円が内接することができる開口部又は、その幅及び高さが、それぞれ 0.75m及び 1.2m以上の開口部を 2 以上有し、当該階の床面積の 30 分の 1 を超える階であること。
 - 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。
 - 道路又は道路に通じる幅員 1m以上の通路に面していること。

建具表1

建具表特記

[illegible]

建具表2

記号・数量	AW-1 DK	43AW-2 洋室・寝室	32AW-3 寝室	22AW-4 洋室	10AW-5 浴室	11AW-6	AW-7 洋室	1
姿図・寸法								
面積・性能 見込(枠見込)	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)		(70)	
形式	引違いサッシ	引違いサッシ	引違いサッシ	引違いサッシ	引違いサッシ		開きサッシ	
材料・仕上	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)		アルミ(シルバー)	
硝子	FT-3.0	FT-3.0、FTW-6.8	FT-3.0	FT-3.0	FTW-6.8		FT-3.0	
金物	AWK・AP・AF・K・他附属金物一式	AWK・AP・AF・K・他附属金物一式	AWK・AP・AF・K・他附属金物一式	AWK・AP・AF・K・他附属金物一式	AWK・AP・AF・K・他附属金物一式		AWK・AP・AF・K・LH・他附属金物一式	
備考	網戸	一部防火設備、網戸	網戸	網戸	防火設備、網戸		網戸	
記号・数量	AW-8 洋室	1AW-9 廊下	11					
姿図・寸法								
面積・性能 見込(枠見込)	(70)	(70)						
形式	ハメ殺しサッシ	ハメ殺し付片開きサッシ						
材料・仕上	アルミ(シルバー)	アルミ(シルバー)						
硝子	FTW-6.8	F-3.0						
金物	AWK・AP・AF・他附属金物一式	AP・AF・K・他附属金物一式						
備考	防火設備							
記号・数量	PW-1 DK	42PW-2 洋室・寝室	32PW-3 寝室	22PW-4 洋室	10PW-5 浴室	11PW-6 洋室	2PW-7 ベットコーナー	1
姿図・寸法								
面積・性能 見込(枠見込)	(83)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(83)	
形式	引違い樹脂内窓	引違い樹脂内窓	引違い樹脂内窓	引違い樹脂内窓	引違い樹脂内窓	片開き樹脂内窓	けんどん式樹脂内窓	
材料・仕上	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	プラスチック	
硝子	FT-3.0+A6+FT-3.0	FT-3.0+A6+FT-3.0	FT-3.0+A6+FT-3.0	FT-3.0+A6+FT-3.0	F-4.0+A6+FT-3.0	FT-3.0+A6+FT-3.0	FT-3.0+A6+FT-3.0	
金物	他附属金物一式	他附属金物一式	他附属金物一式	他附属金物一式	他附属金物一式	G・H・他附属金物一式	他附属金物一式	
備考	プラスチック目板(下部シーリング) コーナー補強材	プラスチック目板(下部シーリング) コーナー補強材	プラスチック目板(下部シーリング)	プラスチック目板(下部シーリング)	専用樹脂製窓枠(四方シーリング)	プラスチック目板(下部シーリング)	プラスチック目板(下部シーリング)	

無窓階判定
有効な開口部に算入できる建具の大きさ、ガラス厚、ガラス種別、FLから窓の下端までの高さを確認する。
開口部に手すり等が設けられている場合、手すりの上端からの高さによって判定する。(脱着式を除く。内側の窓に設けられる手すり等も確認する。)

1 無窓階の判定に伴う開口部(ガラス窓)の取扱い

開口部の条件 ガラス開口の種類			判 定			
			足場等有り	足場等なし		
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ8ミリ以下 (厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2㎡以下のものに限る。)	引き違い窓	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い窓	△	△	△	△
		F I X	×	×	×	×
	厚さ10ミリ以下	引き違い窓	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い窓	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
合わせガラス 中間膜(PVB:ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下	フロート板ガラス6ミリ以下+PVB+フロート板ガラス6ミリ以下	引き違い窓	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB+フロート板ガラス5ミリ以下	引き違い窓	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
合わせガラス 中間膜(PVB:ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下	フロート板ガラス5ミリ以下+PVB+フロート板ガラス5ミリ以下	引き違い窓	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミリ以下+PVB+フロート板ガラス6ミリ以下	引き違い窓	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス3ミリ以下+PVB+型板ガラス4ミリ以下	引き違い窓	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い窓	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層ガラス	構成ガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラス(窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む)は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。					

備 考

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格(JIS)において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。ここでいうバルコニーとは、建基政令第126条の7第1項第5号に規定する構造以上のもの。
- 3 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は、部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205及びJIS R 3222に規定するもの
- 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。)等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが100μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
- (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
- (3) 低放射ガラス(通称Low-E膜付きガラス)(金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。)
- 8 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。
- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
- (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
- 9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて(窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB)同じ判定であること。
- 10 上記表以外のガラスは、別記1「合わせガラスに係るガイド試験ガイドライン」及び別記2「窓ガラス破壊試験方法」の結果とする。

凡 例

- : 省令第5条の3に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △: ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分(引き違い窓の場合、おおむね1/2の面積で算定する。)を省令第5条の3に規定する開口部として取り扱うことができる。
- ×: 省令第5条の3に規定する開口部として取り扱うことができない。

2 開口部の算定

開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により、次表により判断するものとする。

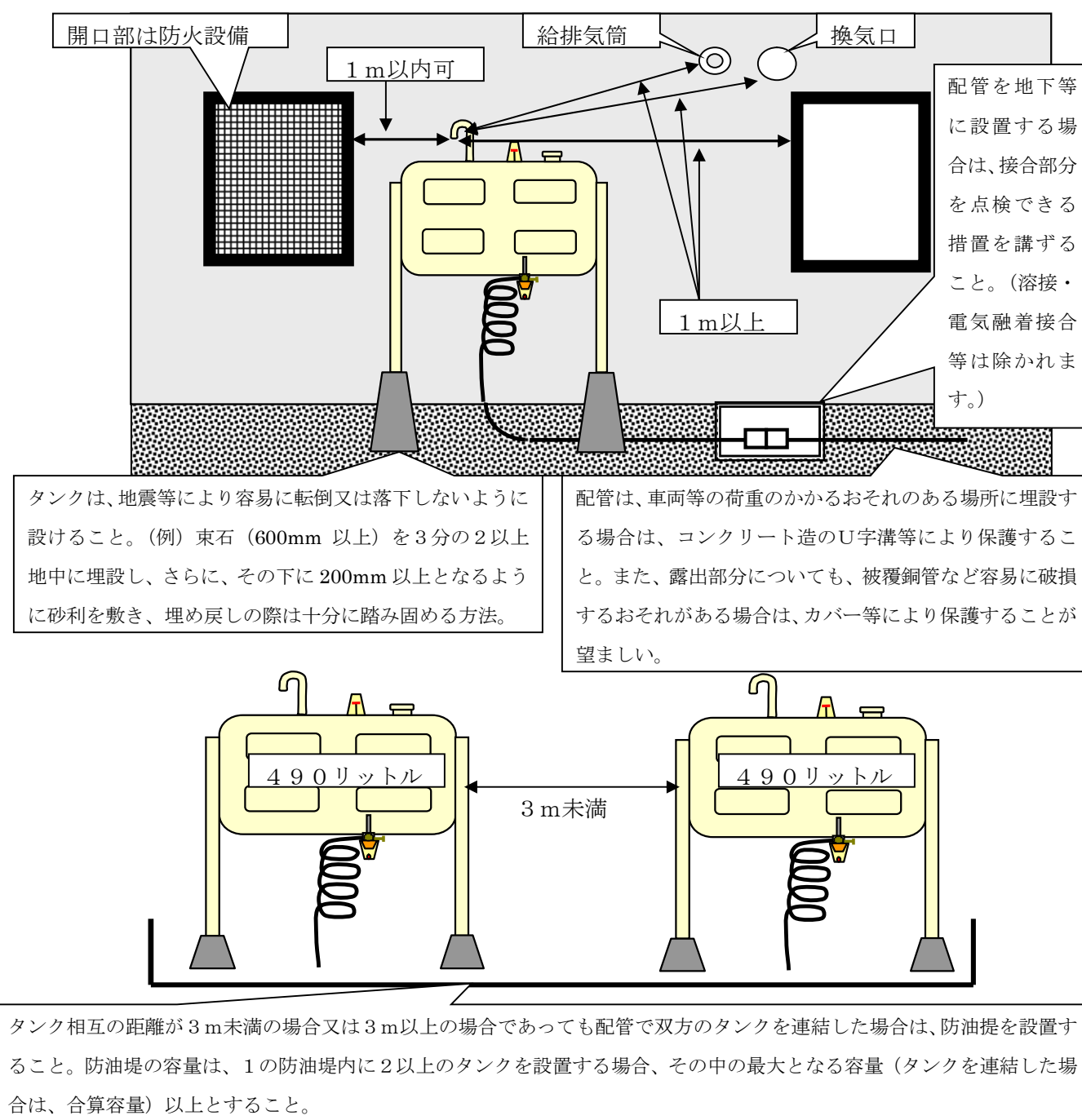
	形 式	判 断
突き出し窓		Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos \theta)$
回転窓		Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos \theta)$
(上げ下げ窓を含む。引き違い窓)		$B \times C$ とする。 なお、aが(注)に該当する場合は $B \times D$ とする。 また、次による寸法の場合は、直径50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 $B=1.0\text{m}(0.65\text{m})$ 以上 $C=0.45\text{m}(0.4\text{m})$ 以上 ※()内は、バルコニー等がある場合
外壁面にバルコニー等がある場合		Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さ(C)は、1.2m以下とする。

少量危険物ホームタンク設置基準（500リットル未満）

<ホームタンク技術基準抜粋>

通気管の先端は、屋外の防火上安全な場所に設けること。なお、建築物の窓、出入口等の開口部又は火を使用する設備の給排気筒が近接する場合は、1 m以上離れた場所に設置すること。

ただし、通気管に引火を防止するため40メッシュよりも細かい目の銅又はステンレスなどの網を設けるか、又は建築物の窓、出入口等の開口部に防火設備を設けた場合は、この限りでない。

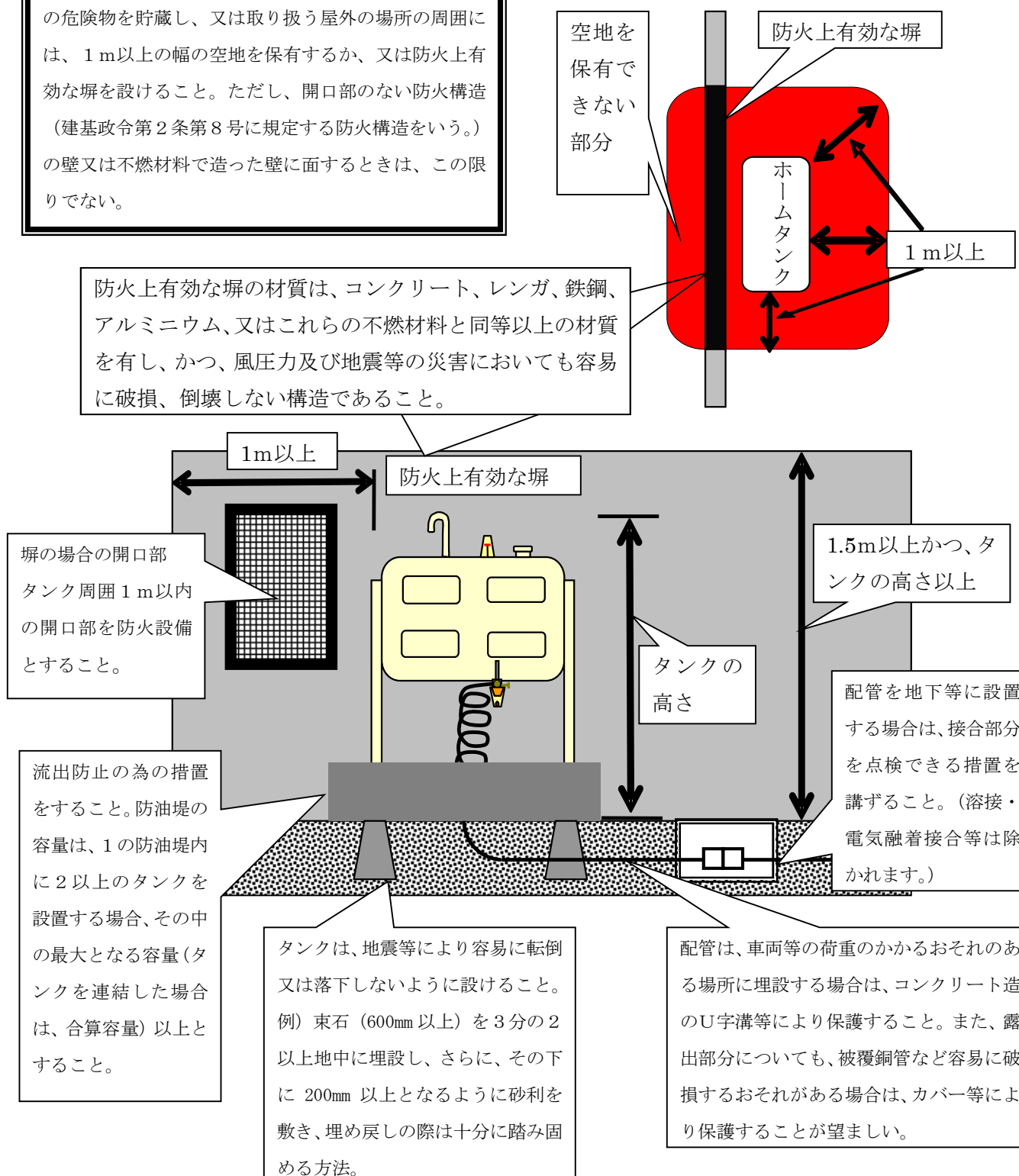


少量危険物ホームタンク設置基準（500リットル以上1,000リットル未満）

<ホームタンク技術基準抜粋>

屋外において、指定数量の1/2以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1 m以上の幅の空気を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建基政令第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

防火上有効な塀の材質は、コンクリート、レンガ、鉄鋼、アルミニウム、又はこれらの不燃材料と同等以上の材質を有し、かつ、風圧力及び地震等の災害においても容易に破損、倒壊しない構造であること。



LPガス：バルク貯槽と容器の設置

LPガスバルク貯槽（1,000kg 未満）

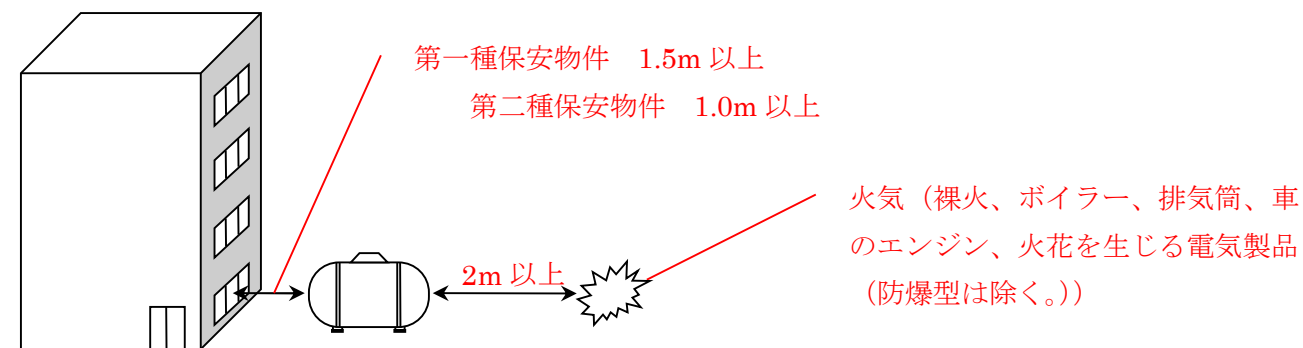
保安物件及び火気までの距離

【第1種保安物件】

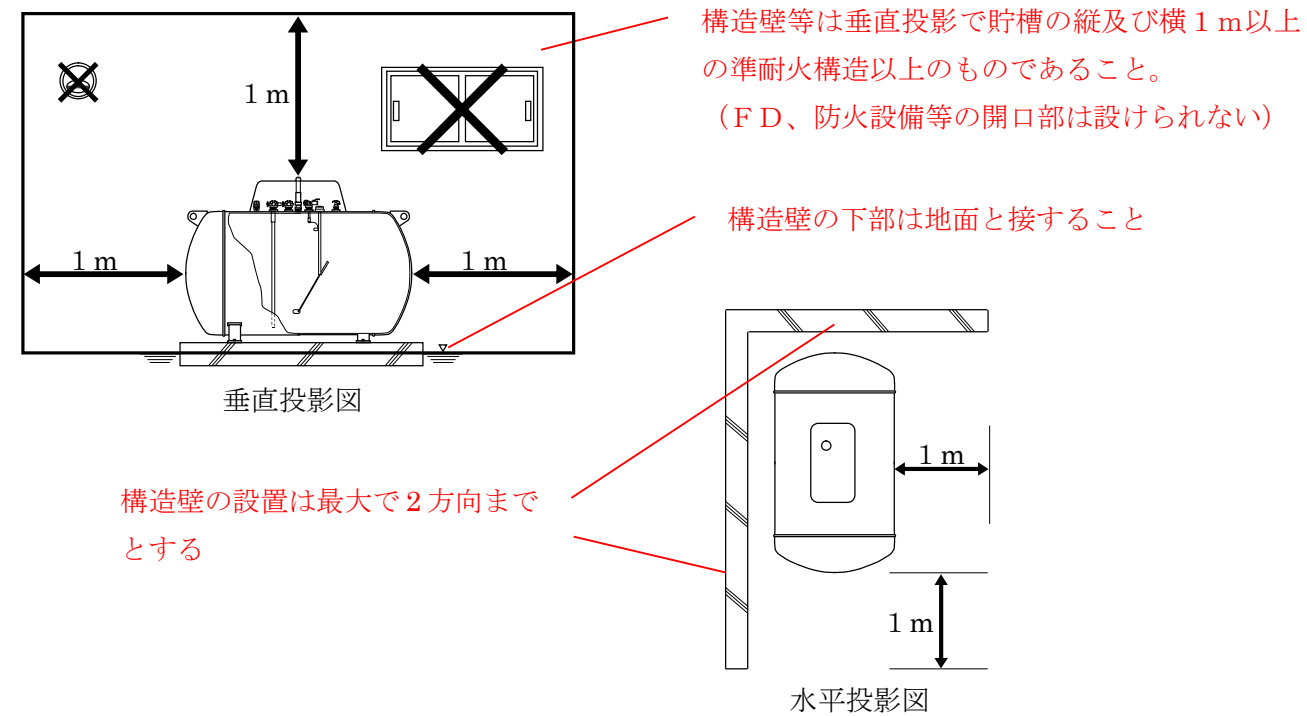
学校等、病院（ベッド20床以上）、劇場・映画館・公会堂等（収容人員300人以上）、福祉施設等（収容人員20人以上）、文化財施設、博物館、駅（1日平均2万人以上利用）、大規模店舗など不特定多数の者が出入りする収容施設（1,000㎡以上）

【第2種保安物件】

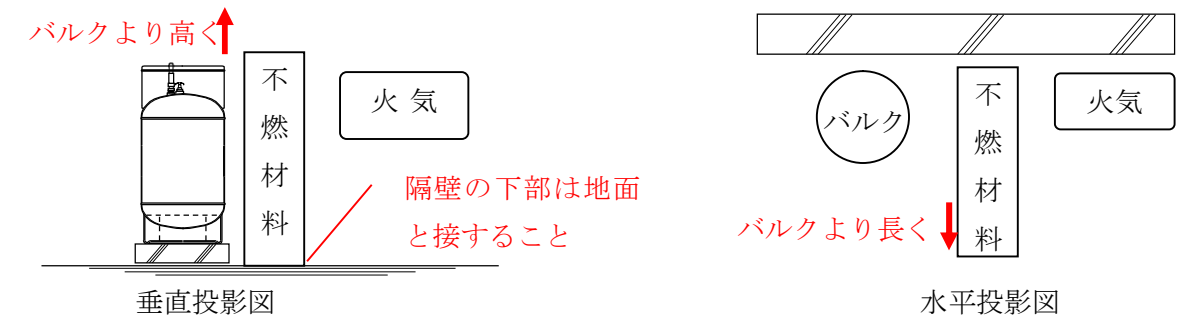
第1種保安物件以外の建築物で住居の用に供するもの（一般住宅・共同住宅）



保安物件との距離がとれない場合の構造壁等



火気との距離がとれない場合の隔壁

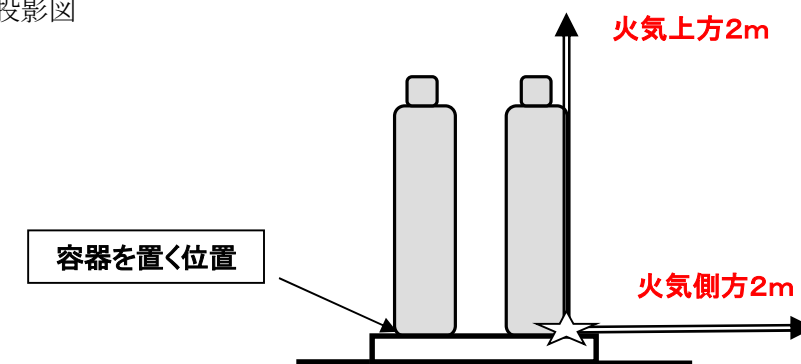


LPガス容器（1,000kg 未満）

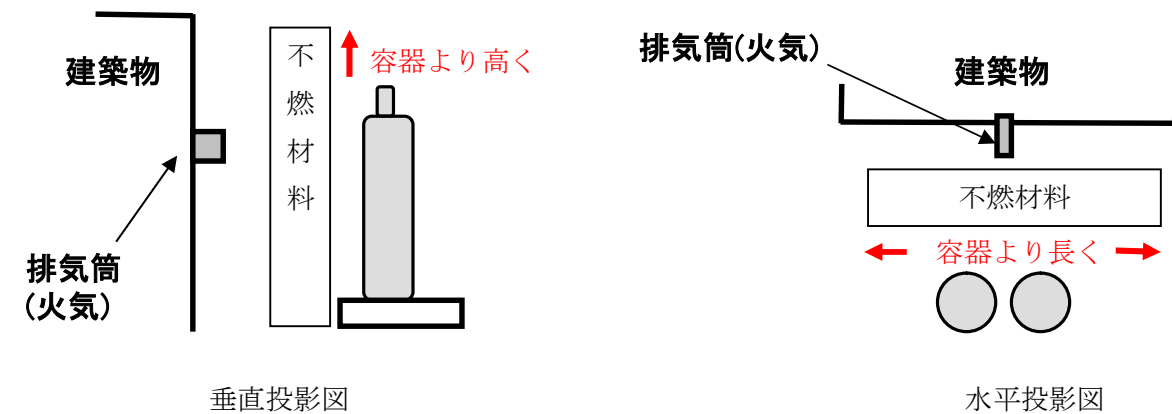
・火気との距離 ～ 容器（内容積20ℓ以上）を置く位置から2m以上

※ 液石法規則第18条の当該容器を置く位置とは、コンクリート架台又はゴムマット等に容器の底部が接触する部分をいう。

垂直投影図



※ 火気からの距離が2m以上確保できない場合は、容器を置く位置から2m以上の高さで不燃性の隔壁を設けること。



消火設備図 1

自動警報弁等、末端試験弁の設置について確認する。(火災の影響の少ないP S等)

屋内消火栓設備のテスト弁及び連結送水管の屋上放水口の設置について確認する。
テスト弁は、消火ポンプから最遠部の消火栓により放水試験が行えない場合、屋上に設置することが望ましい。

各機器の性能等について確認する。

各階における放水口及び放水用具格納箱の設置について確認する。

- ・放水口～11階以上に設ける場合にあっては双口形とすること。
- ・放水用具格納箱～長さ20m以上のホース4本以上及び筒先2本以上を一の直通階段について階数3以内ごとに設置すること。

なお、一の放水口から歩行距離5m以内の位置に設けること。

凡例

記号	名称	仕様	摘要
①	スプリンクラーヘッド	標準型ヘッド	8.0L/min
②	流水検知装置	8.0A	湿式
③	ポンプユニット	1500L/min	
④	消火水槽	有効24t	
⑤	双口送水口(スプリンクラー用)	スタンド型	
⑥	双口送水口(連結送水管用)	#	
⑦	放水口	弁6.5A(11F6.5A×2)	
⑧	高層階放水用具格納箱	弁6.5A×2、ホース6.5A×20m×4、ノズル6.5A×2	
⑨	屋上放水口	弁6.5A	
⑩	屋内消火栓箱	弁4.0A、ホース4.0A×2、ノズル4.0A×1	
—S—	スプリンクラー管(埋設部)	日本水道管協会WSP0.41及びWSP0.44の外面被覆鋼管	
—S—	スプリンクラー管	JISG3452(白)	
—X—	消火栓管	JISG3452(白)	
—D—	ドレン管	JISG3452(白)	
—XS—	連結送水管	JISG3454(スケジュール40)	
○	仕切り弁	JIS10K	
○	逆止弁10K、16K	JIS10K、16K	

各配管、弁類の材質等について確認する。

11階以上のホース格納箱の設置について確認する。

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、連結送水管の主管の径について確認する。

- ・屋内消火栓設備、スプリンクラー設備～管の呼び径50mm以上とすること。
- ・連結送水管～主管の内径は、100mm以上とすること。※主管とは、各階放水口及び屋上放水口の直近までをいう。

各階毎の連結送水管の設置について確認する。

スプリンクラー設備、連結送水管の送水口及び水抜き弁の設置について確認する。

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の水源の水量について確認する。(兼用タイプ)

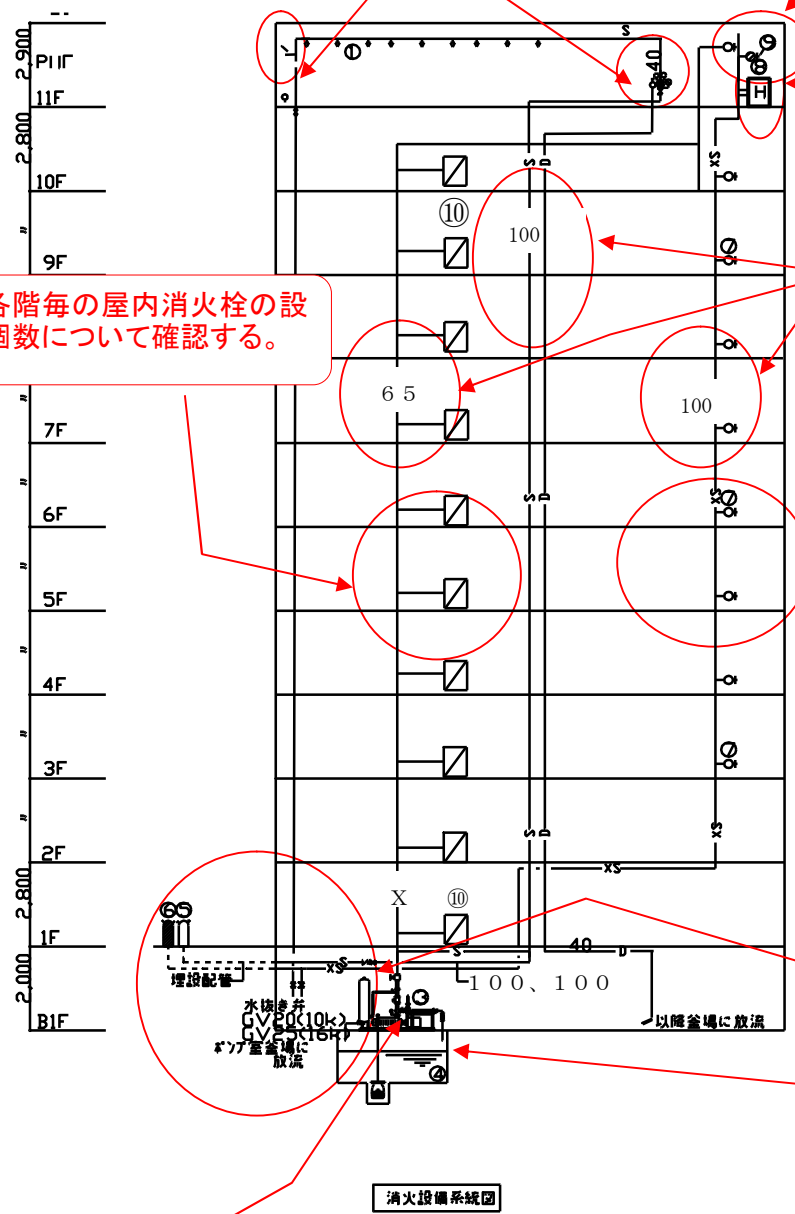
- ・屋内消火栓設備～消火栓の設置個数(2を超える場合は2)に2.6m³を乗じた以上の量
- ・スプリンクラー設備～同時開放数に1.6m³を乗じた以上の量

$26.6\text{ m}^3 = 2.6\text{ m}^3$ (屋内栓箱×各階1個) + 24 m^3 (スプリンクラーヘッド15個× 1.6 m^3)

ポンプの性能について屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備について確認する。(兼用タイプ)

- ・屋内消火栓設備～消火栓の設置個数(2を超える場合は2)に1500を乗じた以上の量
- ・スプリンクラー設備～同時開放数に900を乗じた以上の量(15個)

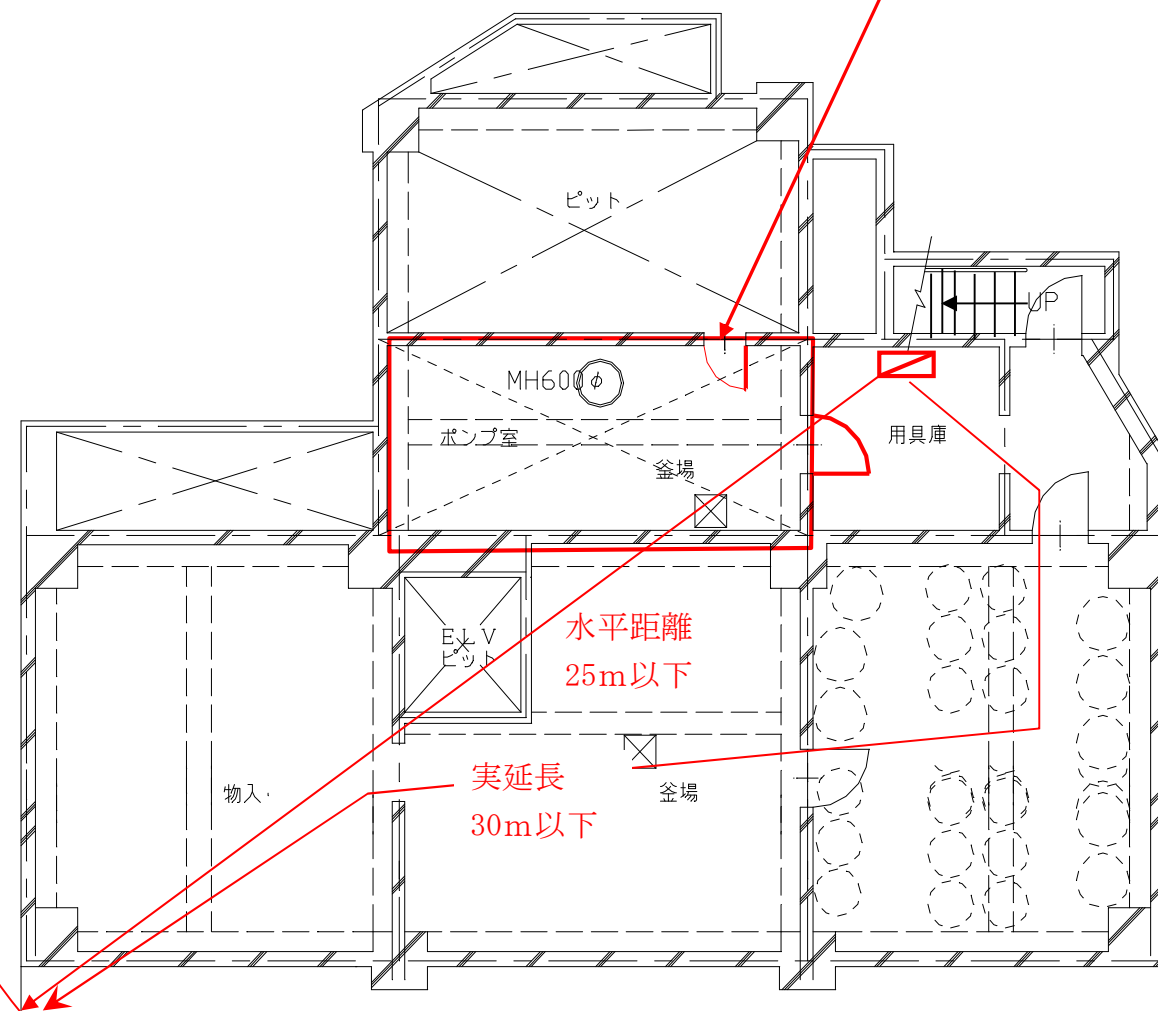
$1500 + 13500$ (900×15個) = 15000/min以上の性能を有すること。



消火設備図 2

凡 例	
	鉄筋コンクリート
	軽量間仕切 W=50
PS, MB	各階床ハコンクリートスラブ打
隔て板	巾600以上 両面ステッカー貼 カラー石綿板 厚4 H=1800

消火ポンプの設置場所を確認する。
※不燃の壁・床・天井及び常閉の防火設備で区画された室

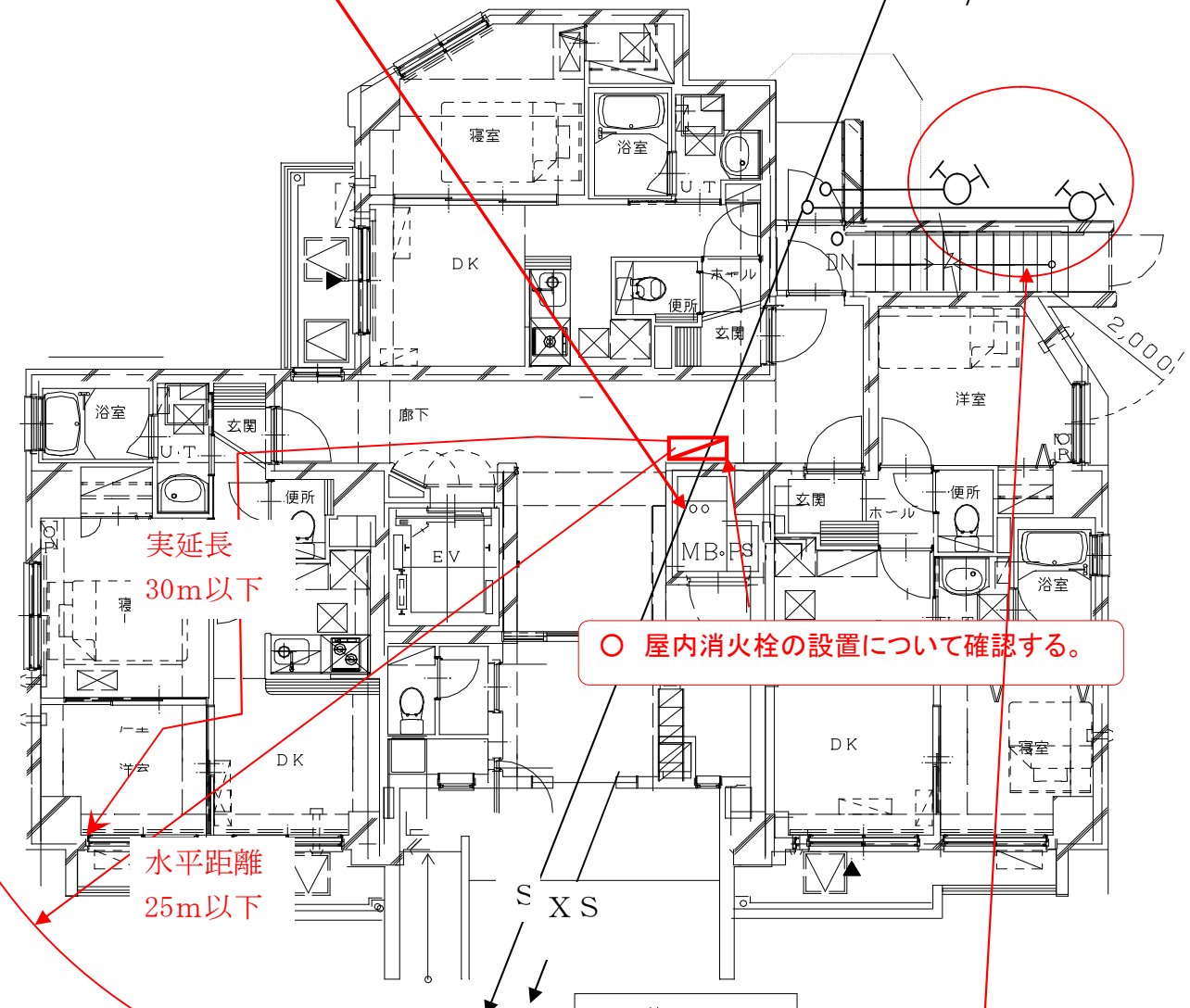


B階平面図

屋内消火栓の設置について確認する。
防火対象物の階毎に、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が、一号及び広範囲二号消火栓設備は水平距離 25m以下となるように設けること。二号消火栓設備にあっては、水平距離 15m以下とすること。

※ホースを実際に延長してその階の各部分まで到達できること。
一号及び広範囲二号消火栓設備は実延長 30m 二号消火栓設備は実延長 20m

屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消火配管は、①外壁付近を避けて配管する、②断熱被覆をする、③テープヒーターを設置する、等の凍結防止対策をすること。

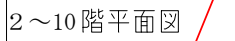


1階平面図

○ 屋内消火栓の設置について確認する。

スプリンクラー設備及び連結送水管設備の送水口の位置について確認する。

- ・ 容易に識別でき、かつ、送水口の付近には、操作、視認障害となるものを設けないこと。
- ・ (一社)日本消防放水器具工業会の自主管理品とし、ホース結合金具は、差込式とすること。
- ・ 止水弁、逆止弁及び排水弁を送水口の直近に設けること。なお排水弁は、容易に点検、操作できる位置で止水弁及び逆止弁の1次側に設けるものとする。
- ・ ホース接続口には、金属製の差込式の保護キャップを設けること。
- ・ 標識を設置すること。なお、放水圧力範囲を表示した標識については、送水口毎に設けることが望ましいこと。
- ・ 配管は、原則として呼び径 100A以上とすること。ただし、複数の送水口を接続する配管は、呼び径 150A以上とすること。



実延長
30m以下

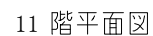
水平距離
25m以下

○ 放水口の設置条件

階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が、有効に消火活動できる位置で

- ・ 放水口の設置階～3階以上の階
- ・ 放水口の設置距離～各部分から水平距離 50m以下

屋上平面図



ヘットが免除される場所について確認する。
トイレ、風呂、PS等は、補助散水栓又は屋内消火栓設備の有効範囲とすることを要しない。

- ・ 制御弁は、防火対象物の階毎に、高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
- ・ 自動警報装置の発信部は、各階毎に設けるものとし、当該発信部は、流水検知装置とすること。（自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置を設けないことができる。）

※ 制御弁等は、床面積 3,000 m²以下毎に設置することが望ましい。

○連結送水管の放水用具格納箱の設置について確認する。

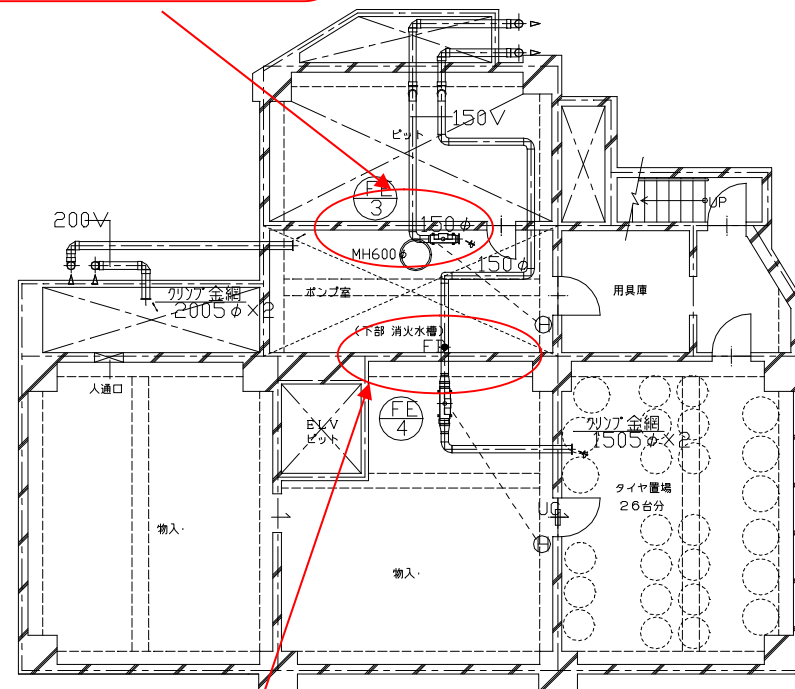
- 配水管又は枝管の口径は、下表とすることが望ましい。

放水量 80ℓ/min のヘッド							
ヘッドの 合計個数	2 個 以下	3 個 以下	5 個 以下	10 個 以下	30 個 以下	60 個 以下	61 個 以上
配管の 呼び	25A 以上	32A 以上	40A 以上	50A 以上	65A 以上	80A 以上	100A 以上

換気設備図

床面積に算入されないピットは外部に面する開口部と同様に取り扱うことから防火ダンパー等の設置を要しない。

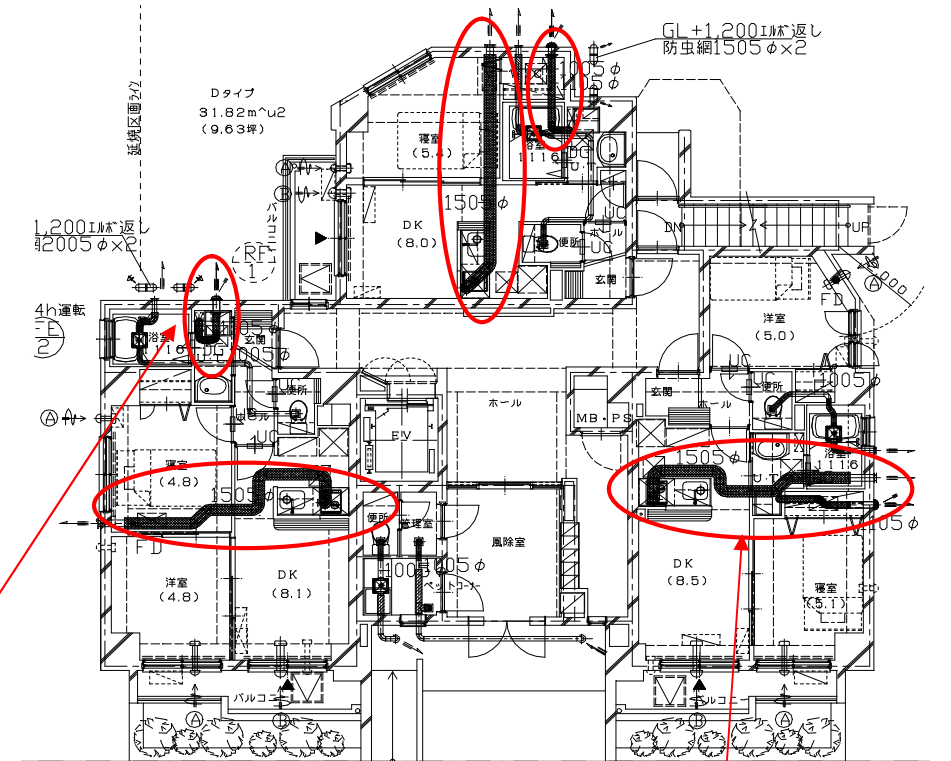
※床面積参入であれば防火ダンパー等が必要



地下1階

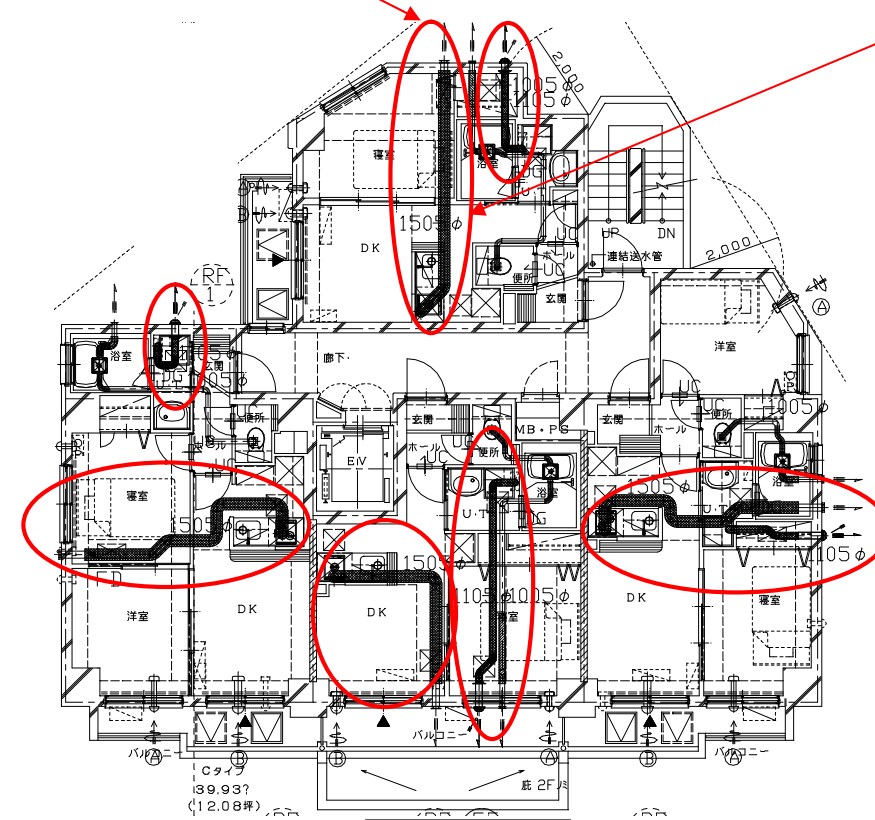
消火ポンプ室の区画を貫通するダクト類について確認する。
・区画を換気等のダクトが貫通する場合は、防火ダンパー等の閉鎖機構を設けること。

湯沸器の位置及び排気筒の隠ぺい空間における施工について確認する。(条例第6条及び第12条によること。)



1階

厨房設備（調理を目的とした火気設備、器具及び当該設備と一体として構成される設備全体をいう。）に付属する天蓋及び排気ダクトの位置、構造（点検口、RW施工）について確認する。



2階～11階

こんろを設置する場合の周囲の施工について

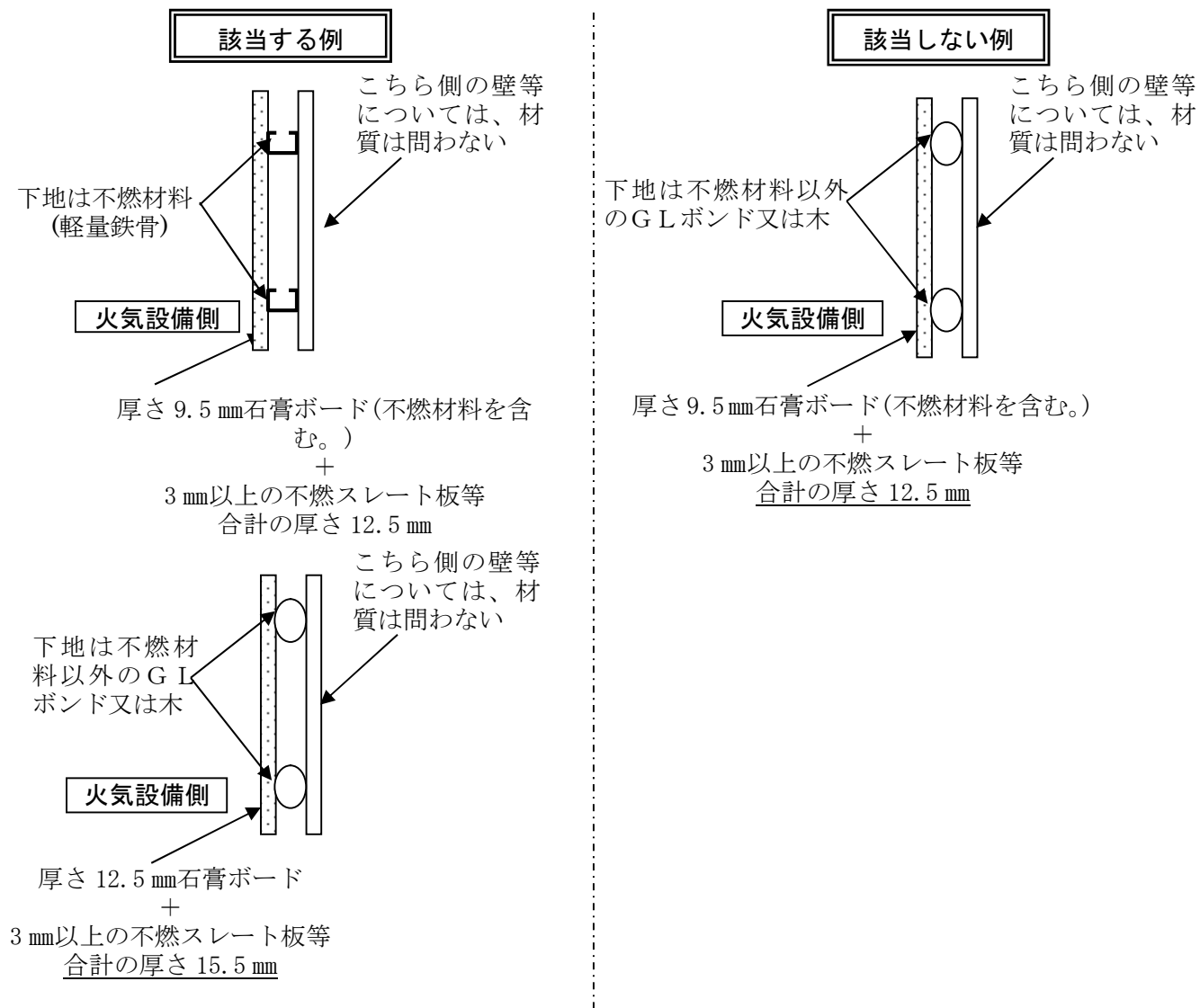
ガスを使用するこんろと建築物等の部分及び可燃性の物品からとの距離が条例により定められています。

※メーカー試験等により独自の離隔距離が定められている機器もあります。

一般住宅及び共同住宅の台所にガスこんろを設置する場合には、次により施工して下さい。

- 1 建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との離隔距離
 - ・ 上方 100 センチメートル
 - ・ 側方 15 センチメートル
 - ・ 前方 15 センチメートル
 - ・ 後方 15 センチメートル
- 2 不燃材で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板との離隔距離
 - ・ 上方 80 センチメートル
 - ・ 側方 0 センチメートル
 - ・ 前方 0 センチメートル
 - ・ 後方 0 センチメートル

条例別表第3備考3の「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」に

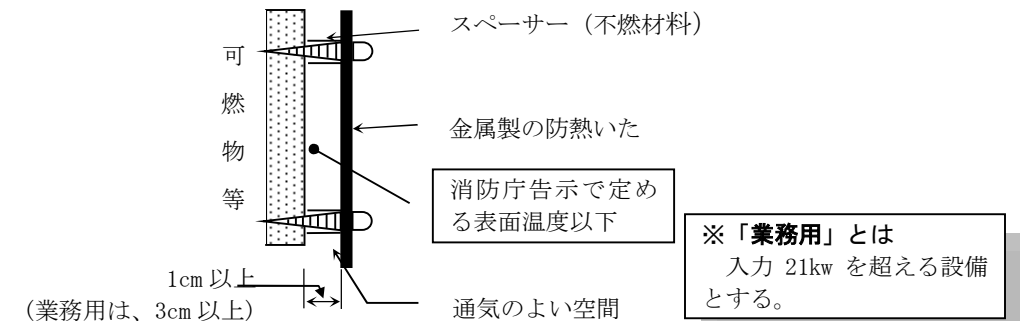


3 防熱板の基準

防熱板は、可燃物等の表面温度を消防庁告示で定める温度以下とするために使用するものである。

・ 金属製の防熱板

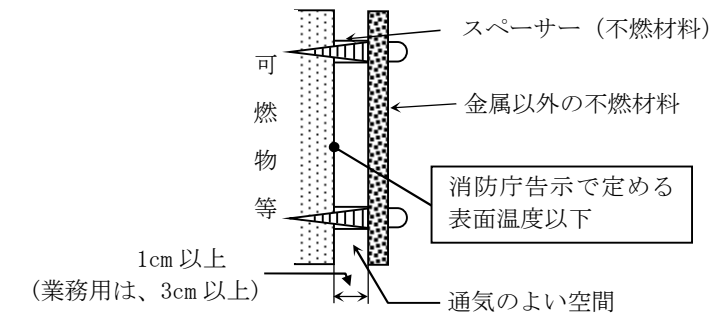
厚さ 0.5mm 以上 (業務用は、厚さ 0.6 mm 以上) の普通鋼板、又は厚さ 0.3mm 以上 (業務用は、厚さ 0.6 mm 以上) のステンレス鋼板を可燃物との間に通気のよい 1cm 以上 (業務用は、3cm 以上) の空間を保持し、可燃物等の表面温度が消防庁告示で定める温度以下となるように設置させる。



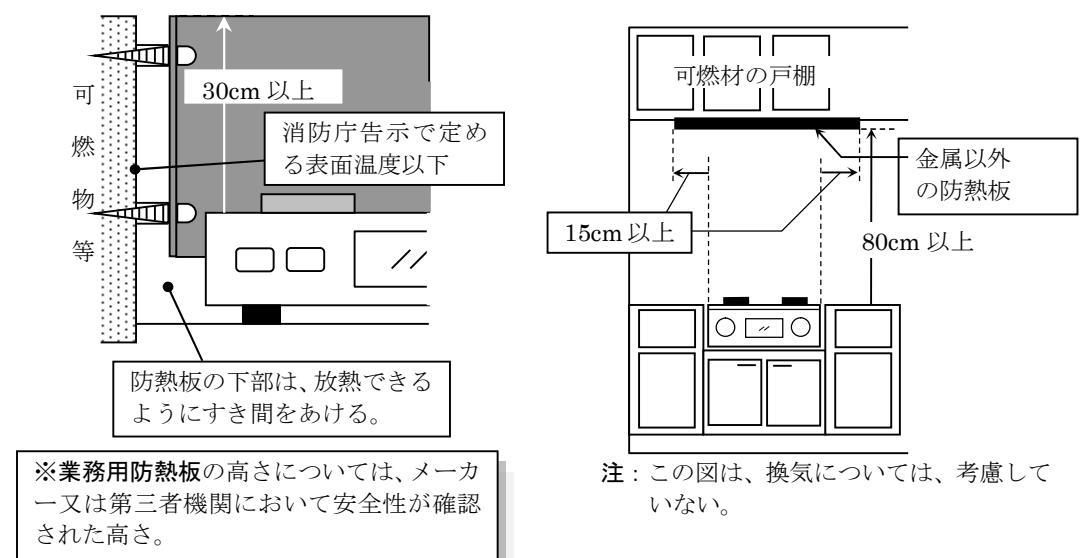
・ 金属以外の不燃材料による防熱板

厚さ 6mm 以上のケイ酸カルシウム板又はこれらと同等以上の防熱性を有するもの。

不燃材料のケイ酸カルシウム板や厚さ 12.5 mm の石膏ボードが比較的取り扱いやすく、多く使用されている。



こんろの防熱板の設置例



一般用排気ダクト等の施工について

一般用の排気ダクト等とは、入力 21kW 以下であって、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる厨房設備に属する排気ダクト等をいう。なお、一般の家庭において通常行われている程度の使用については、これに該当する。

1 一般用の排気ダクト等の位置、構造(条例第3条の2第1項第1号)

(1) 天蓋の構造及び設置方法

一般用の厨房設備の天蓋は、次によること。ただし、一般の家庭において通常行なわれている程度の使用頻度のものについては、次の基準によらない金属製のレンジフードファンを設置することができる。

- 板厚は、次表によるものとする。ただし、レンジフードファンは除く。

天 蓋 の 長 辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
800 以下	0.5 以上	0.6 以上
800 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

- グリスフィルターを装着するものにあつては、容易に脱着できるものであること。
- 板の継目は、気密性を有すること。
- 幅及び奥行は、火を使用する設備の幅及び奥行の寸法以上であること。
- 水油等の滴下を防止し、かつ、それらを回収できる構造であること。
- 支持金具により堅固に取り付けること。
- 天蓋に照明設備を固定させないこと。

(2) 排気ダクトの構造及び設置方法

- 板厚は、次表によるものとする。

角型ダクト

ダクトの長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 450 以下		0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの		1.2 以上

円形ダクト

ダクトの直径 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 750 以下		0.6 以上
750 を超え 1,000 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,250 を超えるもの		1.2 以上

- 排気ダクトを延長するために必要な接続部分は、フランジ接続又は溶接によるものとする。ただし、排気ダクトの長辺が150mm以下のものにあつては、差込方式とし、差込部分が容易に離脱しないよう不燃材料で覆い、不燃バンドにて締め付けて施工することができるものとする。
- 接続部分にたわみ継手又はパッキンを用いる場合は、不燃材料を用いる。
- 曲り数を少なくし、立ち下りを避け、内面をなめらかにすること。
- たわみ継手を設ける場合は、排気ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限度とし、かつ、建築物のたわみ継手に面する部分を不燃材料で覆うこと。
- 支持金具で堅固に取り付けること。
- 電気配線は、排気ダクト内に設けないこと。

(3) 排気ダクト等の可燃物からの離隔距離

排気ダクト等(レンジフードを含む。)は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品から 10cm 以上の離隔距離を保有するものとする。

ただし、ダクト火災からの延焼防止を図るため、次の施工方法による場合は、これによらないことができるものとする。

ア 天 蓋

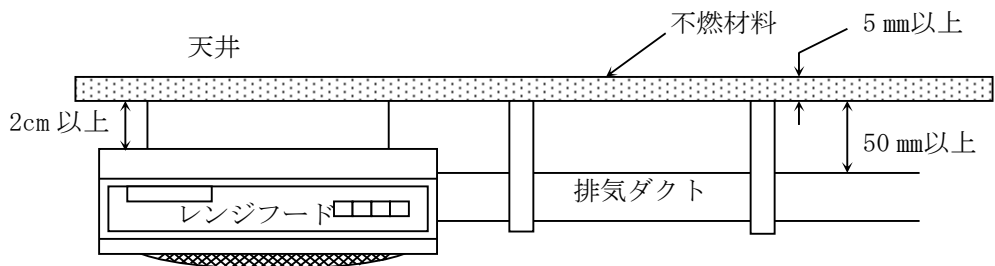
- 天蓋(レンジフード)の上方にあっては、可燃性の部分を金属以外の不燃材料で被覆し、当該被覆表面から天蓋まで2cm以上の離隔距離が保有されていること。
- 天蓋(レンジフード)の側方(ブーツ型にあっては側方及び上方)にあっては、可燃性の部分に厚さ9mm以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆されていること。

イ 排気ダクト

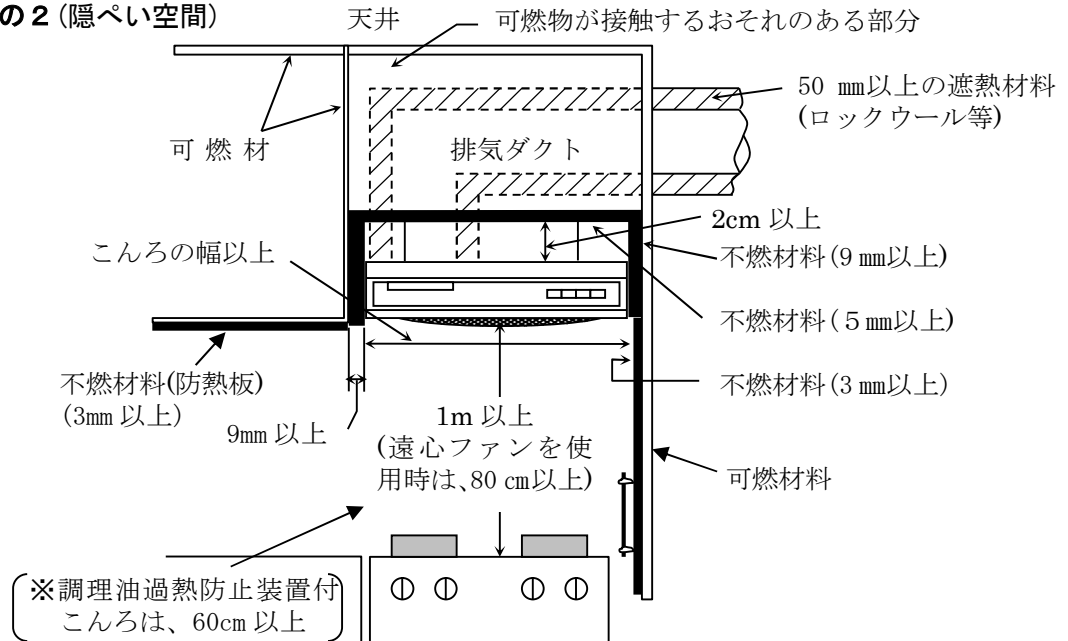
- 排気ダクト表面に厚さ 50mm 以上のロックウール保温材、ケイ酸カルシウム保温材又はこれらと同等以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料で被覆されていること。
- 排気ダクトに面する可燃性の部分に厚さ 5 mm以上の遮熱性を有する金属以外の不燃材料又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆し、当該被覆表面から排気ダクトまでの 50mm 以上の離隔距離が保有されていること。

レンジフードファンの設置例

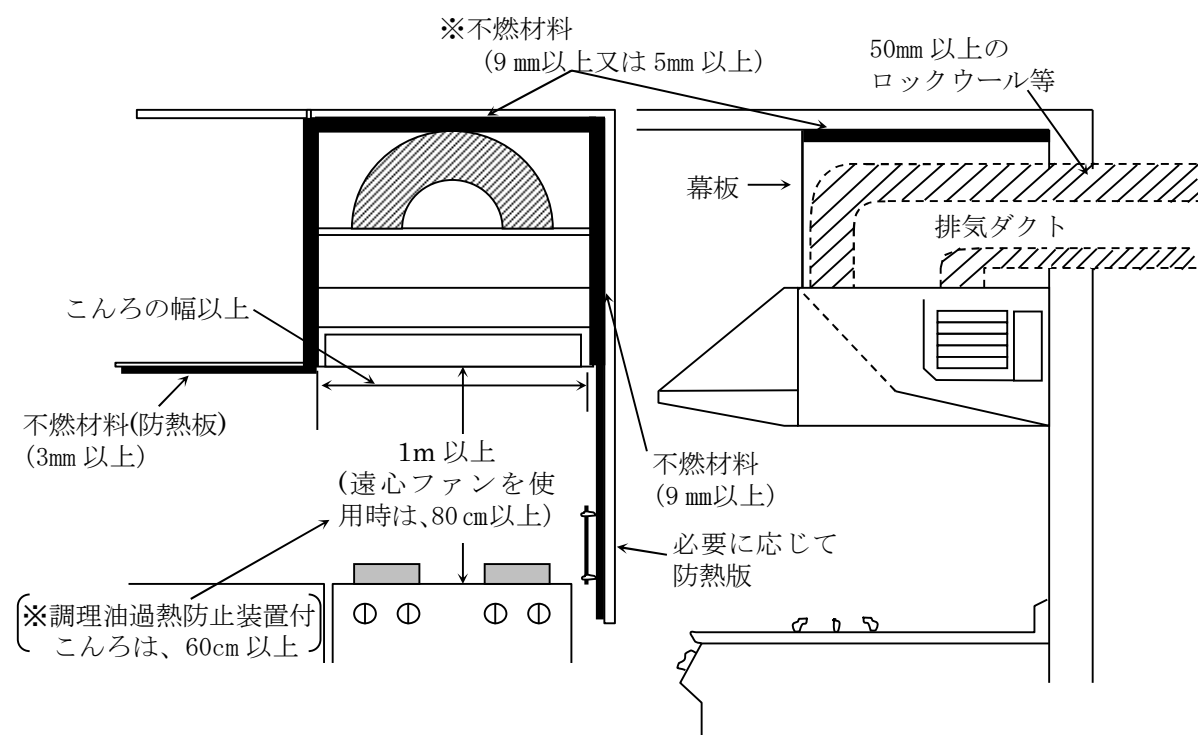
その 1 (開放空間)



その2 (隠ぺい空間)



ブーツ型の設置例



※ レンジ本体上部と天井までの距離が30cm以上ある場合及び幕板にガラリ(概ね幅2cm×幕板の3分の2以上の長さ)を有しているものについては、その厚さを5mm以上とすることができる。

※ 「調理油過熱防止装置付こんろ」とは次の基準に適合するものをいう。

- ・ すべてのこんろバーナーに調理油過熱防止装置が設置されていること。
- ・ すべてのこんろバーナーに立消え安全装置が装着されていること。
- ・ 調理モードの切換えができるものは、使用者の明確な意識なしにそれらのモード設定が変更されないこと。
- ・ 調理油量、鍋材質その他使用上の注意事項が取扱説明書に記載されていること。

(4) 排気ダクトの隠ぺい空間における位置及び構造

排気ダクトを隠ぺい空間に設ける場合の位置及び構造は、業務用の排気ダクトと同様とし、その他の排気ダクトの位置及び構造は、次によるものとする。

- 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクトと接続しないこと。

隠ぺい空間に密閉式（FF 式）給湯湯沸設備（密閉式ボイラー含む。以下同じ。）を設置する場合の施工について

密閉式給湯湯沸設備をコア部分に設置する場合は、扉を設けないことが原則であるが、下記の条件を満たしたものは、扉を設置することができる。

- 1 収納スペースの壁、天井及び床は金属以外の不燃材料とする。
- 2 壁、扉と機器本体の離隔距離は、液体燃料を使用する機器にあつては 150 mm 以上、気体燃料を使用する機器にあつては 45 mm 以上を設けること。
- 3 扉の内面は不燃材料とし、容易に開閉ができること。
- 4 換気のため上下各 500 cm²以上または扉面積の 5% 以上（設置に当たっては、どちらか面積の大きい方）の換気口を設けること。
- 5 扉を開いた状態で、保守点検のための前方スペースが十分確保されていること。
- 6 扉を閉めた状態で、燃烧状態が確認できるコントローラー等を外側に設けること。

気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の設置制限（電気設備との混在）

（条例第 3 条第 1 項第 19 号の 3）

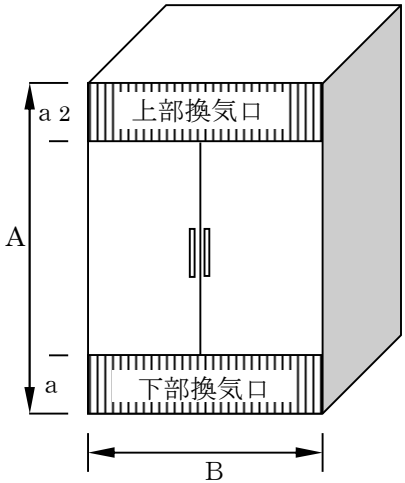
火花が発生するおそれのある電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には、ガス配管、計量器等を設けてはならないが、集合計器箱等が次のいずれかの条件を満たしている場合は、設けることができる。

なお、「火花が発生するおそれのある電気設備」とは、電線、開閉器、過電流遮断器、コンセント、その他アークを発生するおそれのある機器をいい、通常の使用状態でアークを発生するおそれのないものは、除く。（例：電気メーター、電話線、アンテナ線、ガス自動検針システム等）

1 パイプシャフト等が外気に面している場合

パイプシャフト等が、直接外気（開放廊下を含む。）に面しており、かつ、パイプシャフト等の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。

- ・ 上部換気口は、天井（はりがある場合は、その下端）に接する位置、下部換気口は、床面に最も近接する位置とし、上下換気口の中心は 1.5m 以上離れていること。
- ・ 上部換気口及び下部換気口は、パイプシャフトの外気に面する外壁（点検扉等）の面積の 5% 以上で、かつ、500 cm²以上の開口面積を有すること。



α は、ガラリ等の開口率で、種別に応じた上表の数値とする。ただし、ガラリ等を使用しない場合は 1.0 とする。

$$(a_1 \times B) = (a_2 \times B)$$
$$(a_1 \times B) \geq (A \times B) \times 0.05 \times$$

ガラリ等の種類	α
スチールガラリ	0.5
木製ガラリ	0.4
パンチングパネル	0.3

2 電気設備に防爆工事等の安全措置を講じている場合

開閉器、コンセント等は、安全増防爆構造（電気機器で着火源を生じにくいように安全度を増した構造をいう。）にすることをいい、配線は、金属管工事又はケーブル工事とし、次に掲げる安全装置をいう。

(1) 金属管工事の場合

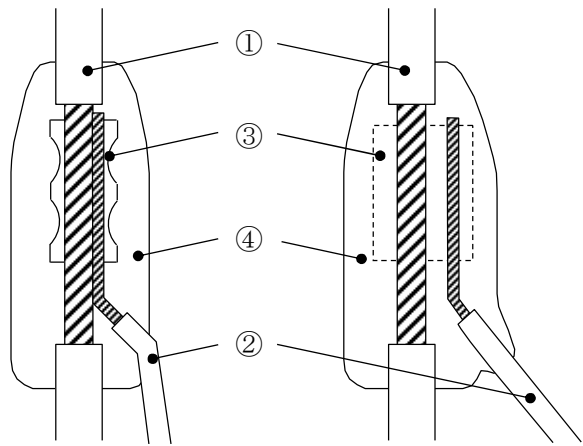
金属管相互、金属管とボックス等との接続は、5 山以上のねじ接続、その他これと同等以上の方法により、堅ろうに接続すること。

隠ぺい場所内で電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。ただし、金属接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合は、これによらないことができる。

(2) ケーブル工事の場合

隠ぺい場所内でケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防じんパッキン方式又は防じん固着方式により処理すること。ただし、次により施工する場合は、これによらないことができる。

- ・ 金属製接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合
- ・ ケーブルの分岐又は接続部分が当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合



ケーブルの分岐接続部

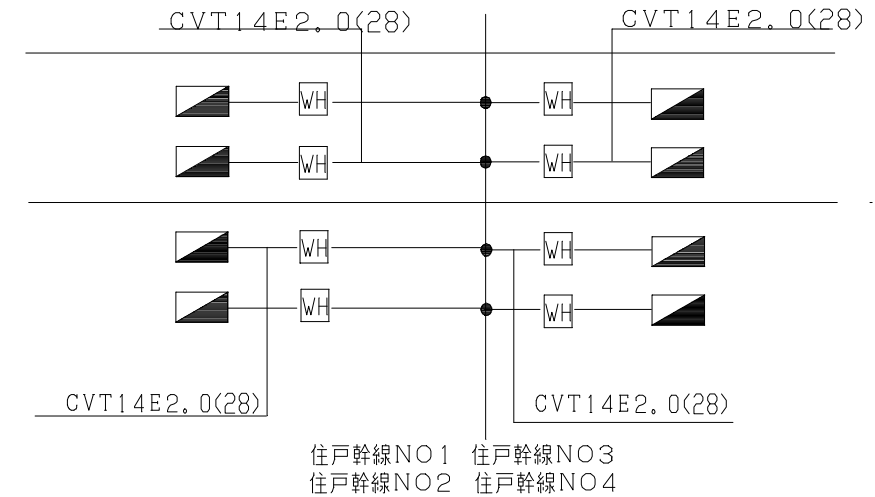
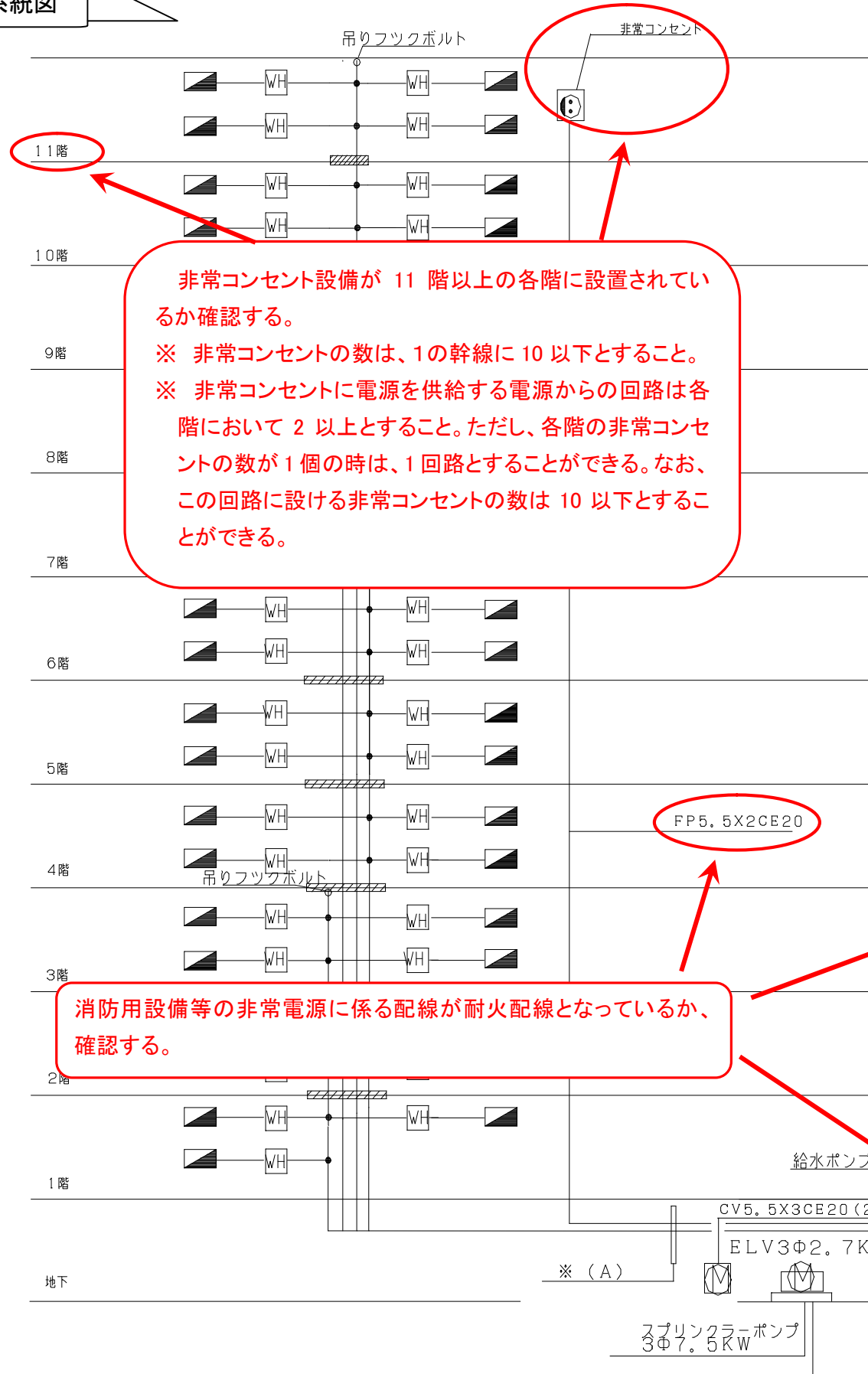
記号	品名
①	幹線ケーブル
②	分岐ケーブル
③	分岐接続スリーブ (圧着又は圧着方式)
④	絶縁被覆処理

3 パイプシャフト等にガス漏れ警報器を設置した場合

建物内に緊急時のガスの供給を停止できる装置を設け、パイプシャフト等内のガス配管等の点検が定期的に行われているものであり、かつ、次によりガス漏れ警報器が設けられていること。

- ・ ガス漏れ警報器は、パイプシャフト内に設けること。
- ・ パイプシャフトの扉等の見やすい場所に、緊急連絡先の表示が設けること。

幹線系統図



住戸分岐幹線詳細図

スラブ貫通耐火処理は下記による。

ケーブル貫通部耐火処理
BCJ-防災-1264 評定品

注 記

北電リミッター契約は 40A とする。
又全戸 50A まで、増量可能とする。

※ (A)

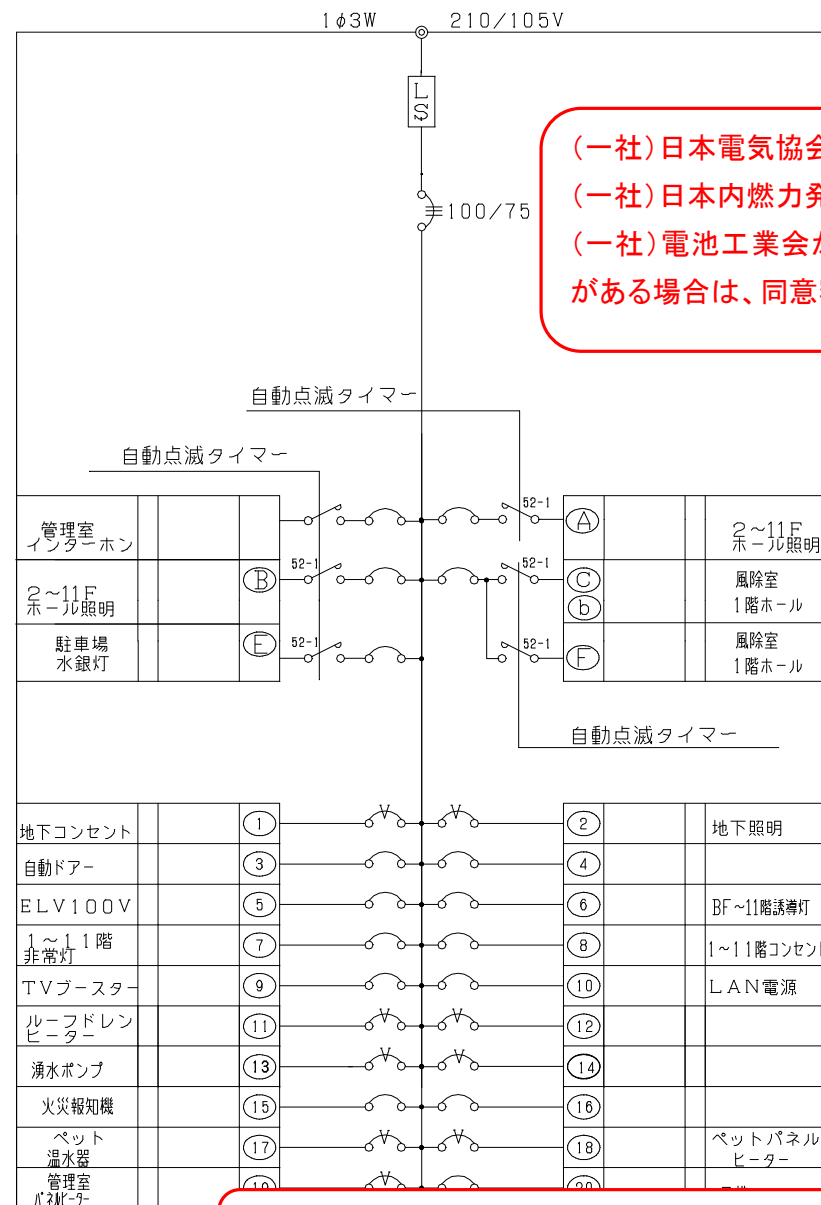
CVT60E14 住戸幹線NO1
CVT60E14 住戸幹線NO2
CVT60E14 住戸幹線NO3
CVT60E14 住戸幹線NO4
CVT5. 5X3CE2. 0 ELV電源
FP55X2CE20 非常コンセント

(北電工事) 引き込み
メッセンジャー施工

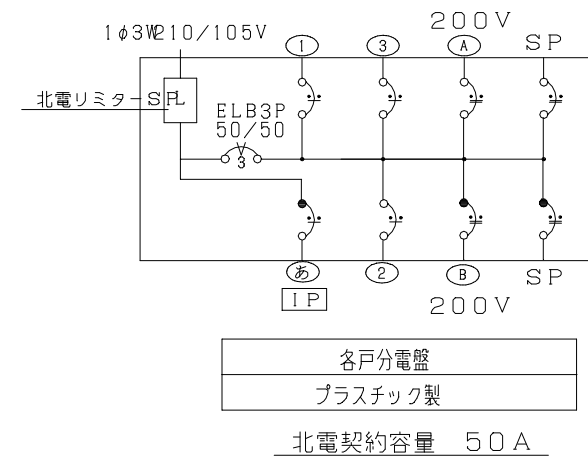
構内電柱・CP(10m)

CVT150X3C 1φ 電灯 (PLP82φ)
CVT150X3C 1φ 電灯 (")
CVT22X3C 3φ 動力 (PLP54)

単線結線・盤結線図



(一社)日本電気協会が認定を行うキュービクル
(一社)日本内燃力発電設備協会が認定を行う自家用発電設備
(一社)電池工業会が認定を行う蓄電池設備を使用する旨の記載
がある場合は、同意審査を省略する。



各戸分電盤回路内訳 各タイプ共通

- ① 居間、洋室
- ② 玄関、WC、UT
- ③ 冷蔵庫、電子レンジ
- A IHヒタ200V
- B エアコン200V
- あ IP電源

消防用設備等の非常電源が1次側から分岐され
ているか確認する。

不燃性の隔板(赤色セパレーター)で保護されていること
を確認する。

(屋外露出盤)

共用分電盤
鋼板製壁掛型

- 2P30/20 漏電遮断器
- 2P30/20 CB遮断器

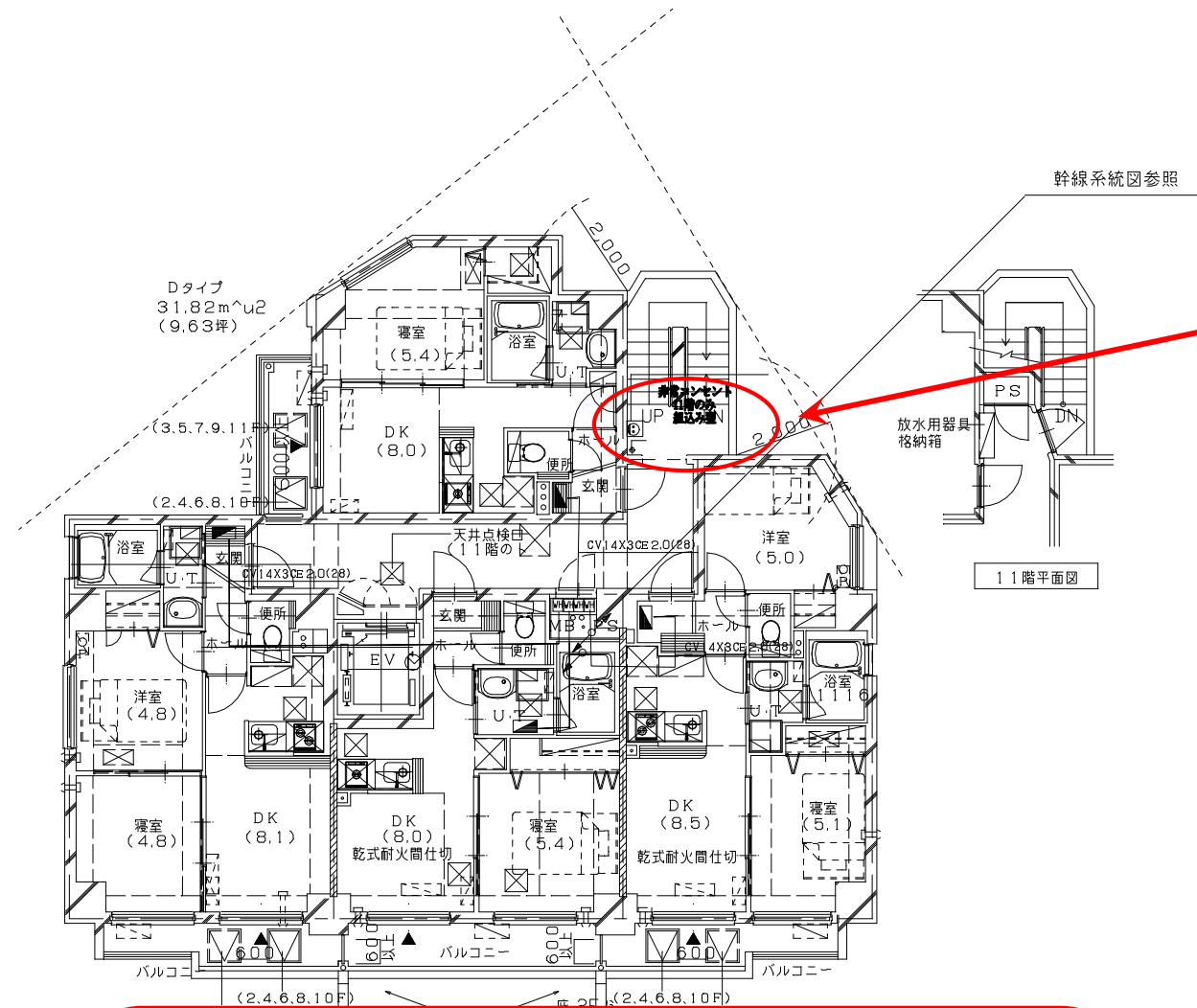
赤枠セパレーター 非常コンセント

赤枠セパレーター スプリンクラー
ポンプ

配電盤等の種類について確認する。

(非常電源専用受電設備)
第1種耐熱型配電盤

幹線図 2

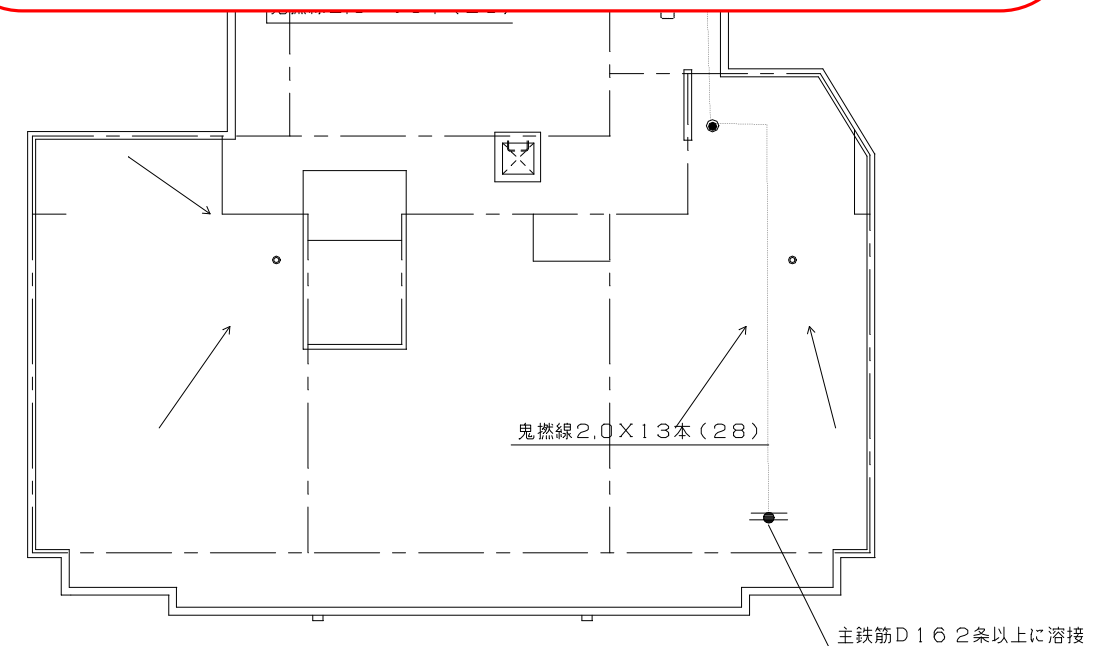


非常コンセントの設置場所が適正か確認する。

※ 階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置とは、

- 1 特別避難階段の付室又は非常用エレベーターの乗降ロビー
- 2 1に掲げる階段等が設けられていない場合は、階段室又は階段室から5m以内の場所

※ 階の各部分から1の非常コンセントまでの水平距離が50m以下となるように設けられているか確認する。



非常コンセントは、埋込式の保護箱内に設けること。ただし、埋込式としない場合は、次によること。

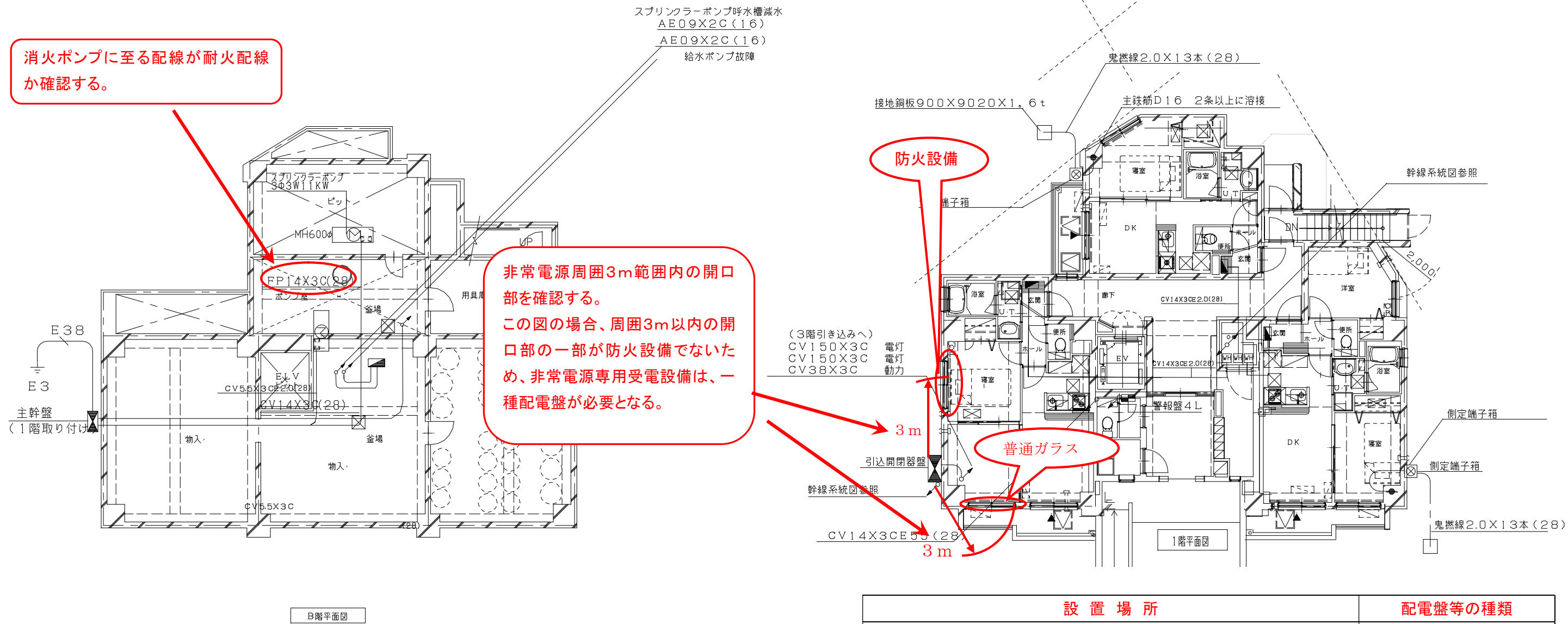
- 1 保護箱は、配電盤及び分電盤の基準第3. 1. (2)に準じたものを設けること。
- 2 原則として、大きさは長辺25cm以上、短辺20cm以上とすること。
- 3 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ1. 6mm以上の鋼製のものとすること。
- 4 保護箱には、容易に開閉できるとびらを設けること。
- 5 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためフックを設けること。
- 6 保護箱には、D種設置工事を施すこと。

配電盤及び分電盤の基準第3. 1. (2)とは、

キャビネットは、防火塗料等を施したパーライト板(板厚が埋め込む部分にあつては12mm以上、露出する部分にあつては15mm以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料で内張りしたものとし、かつ、当該内張り部分は、熱又は振動により容易にはく離しないものであること。

R階平面図

幹線図1



消防用設備等における非常電源専用受電設備について

消防用設備等における、非常電源は、①非常電源専用受電設備、②自家発電設備、③蓄電池設備、④燃料電池設備の4種類のものがありますが、共同住宅(令別表5項口)では、一般的に非常電源として「低圧で受電する非常電源受電設備の配電盤又は分電盤」が使用されますので、設置位置により配電盤又は分電盤を右表より選定してください。なお、配電盤及び分電盤の構造等については、「配電盤又は分電盤の基準」(昭和56年12月22日付け、消防庁告示第10号)でその詳細が示されています。

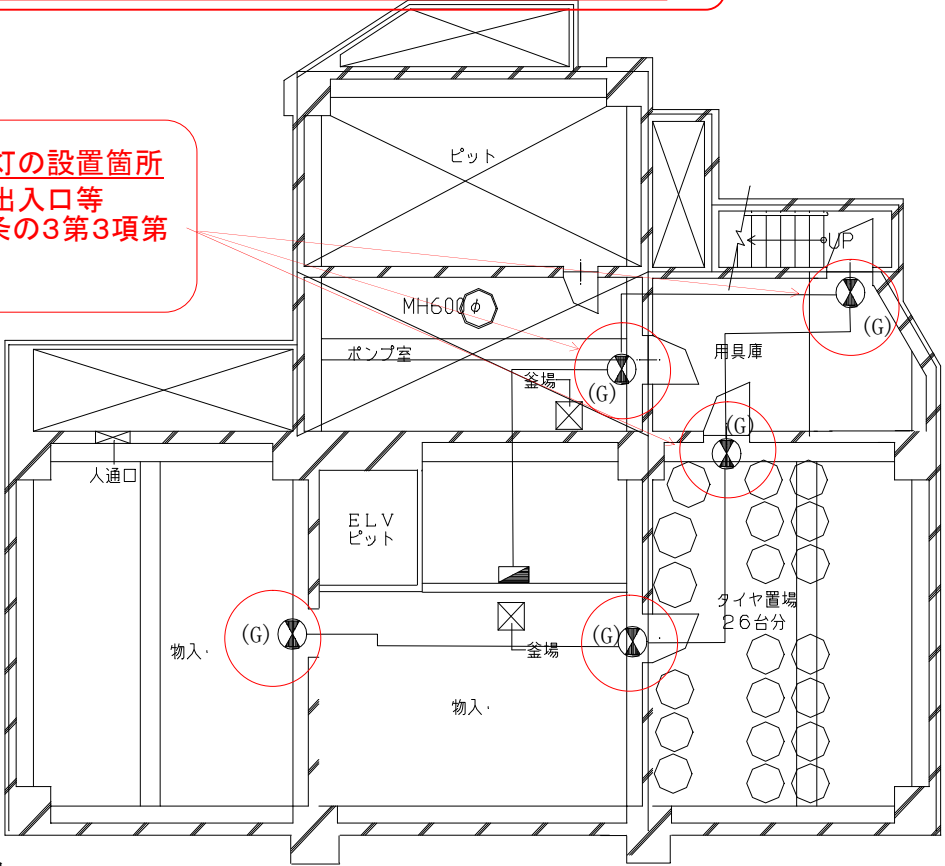
設置場所	配電盤等の種類
不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井がない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備を設けた専用の部屋。	第1種配電盤・第2種配電盤 第1種分電盤・第2種分電盤
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上。(隣接する建築物等から3m以上の距離を有する場合又は受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。)	一般型配電盤・一般型分電盤
不燃材料で区画された変電設備室、機械室(火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。)ポンプ室その他これらに類する室。	第1種配電盤・第2種配電盤 第1種分電盤・第2種分電盤
耐火性能を有するパイプシャフト。	
上記以外の場所。	第1種配電盤・第1種分電盤

誘導灯配置図

設置場所に応じた誘導灯の区分

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
政令別表第 1 (10) 項、(16 の 2) 項又は (16 の 3) 項に掲げる防火対象物	○ A 級 ○ B 級 (表示面の明るさが 20 以上のもの又は点滅機能を有するもの)	○ A 級 ○ B 級 (表示面の明るさが 25 以上のもの) ※ 廊下に設置する場合であって、当該誘導灯火をその有効範囲の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
上記以外の防火対象物又はその部分	○ A 級 ○ B 級 ○ C 級	○ A 級 ○ B 級 ○ C 級

避難口誘導灯の設置箇所
直通階段の出入口等
(規則第 28 条の 3 第 3 項第 1 号による)



地下 1 階平面図

E 冷陰極蛍光灯 C 級

避難口誘導灯
(電池内蔵型)

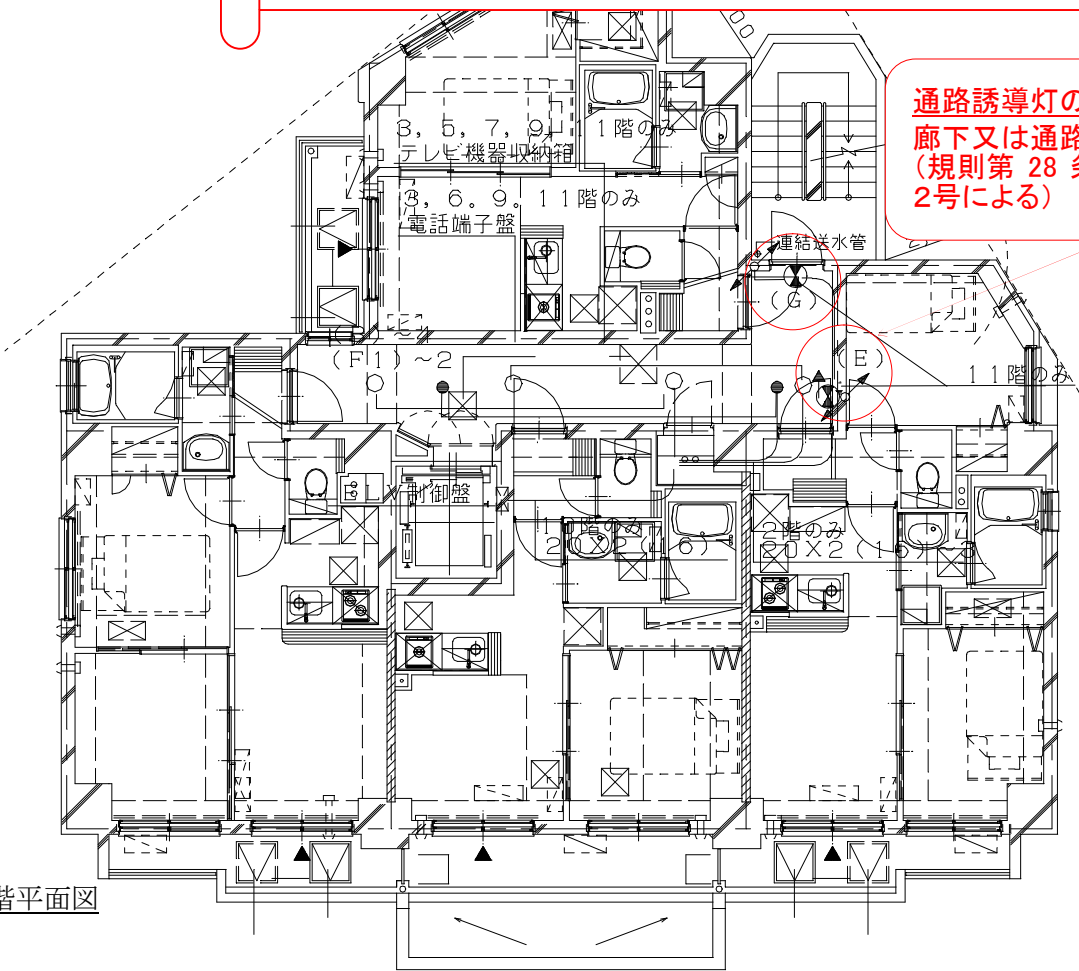
G 冷陰極蛍光灯 C 級

避難口誘導灯
(電池内蔵型)

誘導灯のランク(A級等)及び種類(避難口、通路)が適正か確認する。
設置されている誘導灯の有効範囲が下表の距離以下となる範囲内か確認する。

区 分		距離 (m)
避難口誘導灯	A 避難の方向を示すシンボルのないもの	6.0
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	4.0
	B 避難の方向を示すシンボルのないもの	3.0
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	2.0
通路誘導灯	C	1.5
	A	2.0
	B	1.5
	C	1.0

通路誘導灯の設置箇所
廊下又は通路の曲り角等
(規則第 28 条の 3 第 3 項第 2 号による)



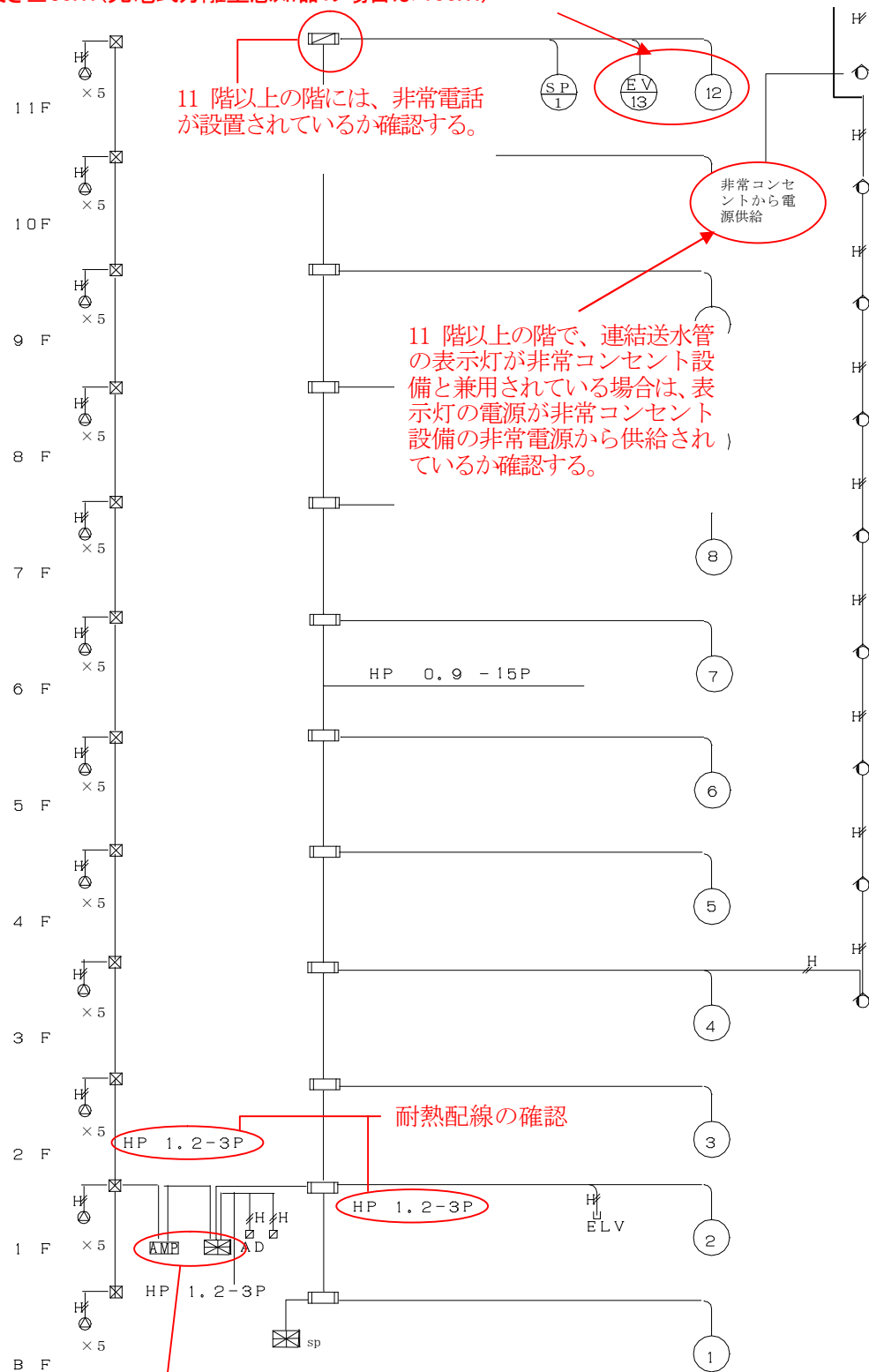
11 階平面図

※ 誘導灯に代えて蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識((一財)日本消防設備安全センターの認定を受けたものに限る。)を設置出来る場所及び防火対象物。

- ① 誘導灯の機能に支障を及ぼす恐れのある場所。
プール、公衆浴場、多段式駐車場等
- ② 比較的不特定多数の出入が少なく、かつ、避難口を容易に見通せる防火対象物。
学校、小規模な体育館、工場、共同住宅(二方向避難が確保されているものに限る。)、
- ③ 非特定防火対象物の避難階である地階。

系統図

- 警戒区域について確認する。
- ・警戒区域番号が確認できるものであること。
 - ・2以上の階にわたらないこと。ただし、1の警戒区域の面積が500㎡以下で、かつ、2の階にまたがる場合又は階段、PS等の竖穴部分に煙感知器を設ける場合は、この限りでない。
 - ・1の警戒区域の面積≦600㎡ ただし、主要な出入口により見通すことが出来る場合はその面積を1,000㎡以下とすることが出来る。
 - ・1辺の長さ≦50m(光電式分離型感知器の場合は100m)



自動火災報知設備の受信機及び非常警報設備(放送設備)のアンプの設置場所について確認する。

11階以上の階には、非常電話が設置されているか確認する。

11階以上の階で、連結送水管の表示灯が非常コンセント設備と兼用されている場合は、表示灯の電源が非常コンセント設備の非常電源から供給されているか確認する。

耐熱配線の確認

非常コンセントから電源供給

受信機の型式及び回線数を確認

アンプの出力を確認する

スピーカーの種類、音圧について確認する

配線について確認できるものであること

凡 例		
記 号	名 称	備 考
	複 合 盤	火災受信機 P型 1級 15回線 (壁掛型) 通 信 機 15回線
	AMP	警報アンプ 20局-80W
	機器収容箱	高層階用 (P・EV 内蔵)
	機器収容箱	屋内消火栓箱組込 (P・O 内蔵)
	機器収容箱	屋内露出型 (P・O 内蔵)
	発 信 機	T 型 非常電話
	発 信 機	P 型 1級
	表 示 灯	AC24V 0.5W LED 防水
	熱 式 感 知 器	差動式スポット型
	同 上	定温式スポット型 2種
	同 上	定温式スポット型 (防水型) 1種
	同 上	定温式スポット型 1種
	煙 式 感 知 器	光電式スポット型 特種
	同 上	光電式スポット型 (点検口付) 2種
	同 上	光電式スポット型 2種
	終 端 器	3種
	ス ピ ー カ ー	天井埋込型 1W 92dB L級
	ス ピ ー カ ー	壁掛型 1W 92dB L級
	自動閉鎖装置	防火扉用 ラッチ式
	自動閉鎖装置	防火シャッター用 (建築工事)
	移 報 器	消火栓始動用
	オートドア制御部	火災信号により開放
	電 気 錠	火災信号により開放
	電 線 路	ケーブル配線
	同 上	いんべい配管
	同 上	立上げ 引下げ
	同 上	プルボックス
	SP 制御盤	
	警戒区域境界線	
	警戒区域番号	自火報
	アラーム弁番号	SP
	アラーム弁	

特記事項			
1)	特記なき配線は、下記による。		
	AE 0.9 - 2C	配管使用時 (16)	
	AE 0.9 - 4C	配管使用時 (16)	
	HP 1.2 - 3C	配管使用時 (16)	
	HP 1.2 - 3P	配管使用時 (22)	
※立上げ・貫通・露出部分は、配管にて保護する。			

- 2) 本設備の警報は非常放送設備と連動とした音声警報とする。
- 3) 火災発生時、オートドア制御部、電気錠へ火災代表信号を送出し風除室オートドア及び管理人室の開錠を行う。

自動火災報知設備及び非常警報設備(放送設備)を設置する場合は、階別信号及び火災確認信号の起動で、自動的に感知発報放送、火災放送が有効に行えるようにするため、連動させなければならない。また、地上5階以上かつ延べ面積3,000㎡以上の場合は区分鳴動方式(出火階直上階方式)とし、さらに全館鳴動が可能な措置をとること。

建物内への出入口(共同住宅に限る)及び自動火災報知設備の受信機が設置されている管理人室等の扉は自動火災報知設備連動開錠とする。

